

県民コメント 配布・閲覧用

【意見募集期間】

令和3年12月13日(月)～令和4年1月12日(水)

※ 詳細は添付の「意見募集案内」をご覧ください。

企業局経営 5 年計画（素案）

令和 4 年度～令和 8 年度

はじめに

企業局では、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域整備事業の3つの事業を経営していますが、それぞれが今大きな課題に直面しています。

水道用水供給事業については、節水技術や人々の節水意識の向上に加え、今後は人口減少が進むことから、水需要の減少は不可避のものとなっています。

工業用水道事業についても、都市化の進展に伴い工場からマンションへの転換が進む中で、工業用水の利用が減少しています。

一方で、両事業ともに施設・設備の老朽化対策、大規模災害に備えるための危機管理体制の強化は、待ったなしの状況にあります。

地域整備事業については、コロナ禍においても、高速道路網整備が進み県内産業用地の需要は底堅いものの、消費低迷により県内経済の先行きが不透明な中、こうした状況がいつまでも続くとは考えられません。

このように経営を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中で、今後も健全経営を維持し、経営基盤を強化していくため、第5次企業局経営5か年計画を策定しました。

本計画では、計画全体を貫く経営の基本方針を「事業の選択と経営資源の集中」「地域社会や環境への貢献」「持続可能な経営基盤の確立」とし、この基本方針の下、事業ごとに経営目標を定め、この目標を達成すべく経営状況の分析や将来の事業環境の把握を行いました。

これらの分析結果を踏まえ、施策の方向性と具体的な数値目標を定めました。

目標達成のため、需要に見合った水道施設・設備のダウンサイジング、災害に備えた水道施設の機能拡張に取り組むとともに、知事部局で進める「あと数マイルプロジェクト」などと連携し高規格道路周辺の産業団地整備などに取り組むこととしています。

また、県5か年計画で掲げる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向けて、基本姿勢に掲げるSDGsを推進するとともに、ポストコロナを見据えつつ、業務のデジタル化を推進していきます。

企業局といたしましては、こうした時代の大きな変化を、人材、施設や設備、資金、ノウハウといった企業局の持つ経営資源を総動員して乗り越え、県民生活の安全・安心の確保や県内産業の振興といった企業局に与えられた使命をしっかりと果たしてまいります。

目 次

第1章 経営計画策定の趣旨	1
1 目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 これまでの経営改革	2
1 水道用水供給事業	2
2 工業用水道事業	6
3 地域整備事業	10
4 職員定数	13
第3章 経営の基本方針	14
経営の3本柱	14
第4章 事業計画	16
1 事業計画の構成	16
2 水道用水供給事業	18
3 工業用水道事業	56
4 地域整備事業	86
第5章 計画を着実に実行する仕組み	106
1 マネジメントサイクル	106
2 予算との連動	106
3 外部評価の実施	106
4 人材開発	106

第 1 章 経営計画策定の趣旨

1 目的

埼玉県企業局は、昭和 38 年に発足以来、時代の要請に応えつつ、合理的かつ能率的経営に努め、県民の暮らしを支える上で必要なサービスの提供を通じて県民の福祉の増進に寄与してきました。

平成 14 年度以降は、更に計画性・透明性の高い企業経営を実現するため、企業局経営 5 か年計画を定め、PPP/PFI 手法の活用や発電事業の民間譲渡など積極的な経営改革に取り組みました。

全国の公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少や、施設等の老朽化による大量更新期の到来、災害・危機管理対応などにより厳しさを増しており、埼玉県も例外ではありません。

そこで、第 4 次経営 5 か年計画が令和 3 年度で終了することを踏まえ、持続可能な社会の実現に向けて、将来にわたり県民生活に必要なサービスを安定的に提供できるよう経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、第 5 次経営 5 か年計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 第 4 次企業局経営 5 か年計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の後継計画とします。
- (2) 平成 31 年 3 月 29 日付け総務省通知「経営戦略の策定・改定の更なる推進について」に掲げる「経営戦略」とします。

3 計画期間

令和 4 年度から令和 18 年度までの 15 年間[※]の需要予測や収支見通しを踏まえた上で、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

※ 地域整備事業は 5 年間で予測しています。

第2章 これまでの経営改革

1 水道用水供給事業

(1) 事業概要

水道用水供給事業は、人口増加と生活水準の向上による水需要の増加への対応及び地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下の防止を目的とし、令和3年4月1日現在、5浄水場から日量174万m³の水道用水を58市町(55団体)に供給しています。

① 施設

令和3年4月1日現在

項目	埼玉県水道用水供給事業				
	大久保浄水場	庄和浄水場	行田浄水場	新三郷浄水場	吉見浄水場
建設(認可)開始年月日	昭和39. 3. 3	昭和45. 3. 27	昭和52. 2. 10	昭和53. 4. 1	平成 3. 3. 30
完成(予定)年月日	昭和59. 6. 30	昭和53. 3. 31	平成13. 3. 31	平成 8. 5. 31	平成17. 6. 30
給水開始年月日	昭和43. 4. 2	昭和49. 4. 20	昭和59. 7. 1	平成 2. 7. 1	平成17. 7. 1
現在施設能力 (m ³ / 日)	1,300,000	350,000	500,000	365,000	150,000
	2,665,000				
送水管路延長 (m)	777,138				
水源計画	下久保ダム、利根川河口堰、農業用水合理化等、渡良瀬遊水池、草木ダム、北千葉導水路、有間ダム、奈良俣ダム、浦山ダム、荒川調節池、八ッ場ダム、滝沢ダム、合角ダム、権現堂調節池、思川開発				
水利権 (m ³ / 秒)	11.115	3.592	4.896	4.324	1.776
	25.703				
給水市町(団体)数	55団体(34市18町3企業団)				
計画給水人口	6,490千人(令和7年度)				
現在給水人口	7,283千人				
配水池設置数	55				

②料金の推移

(単位：円/㎡)

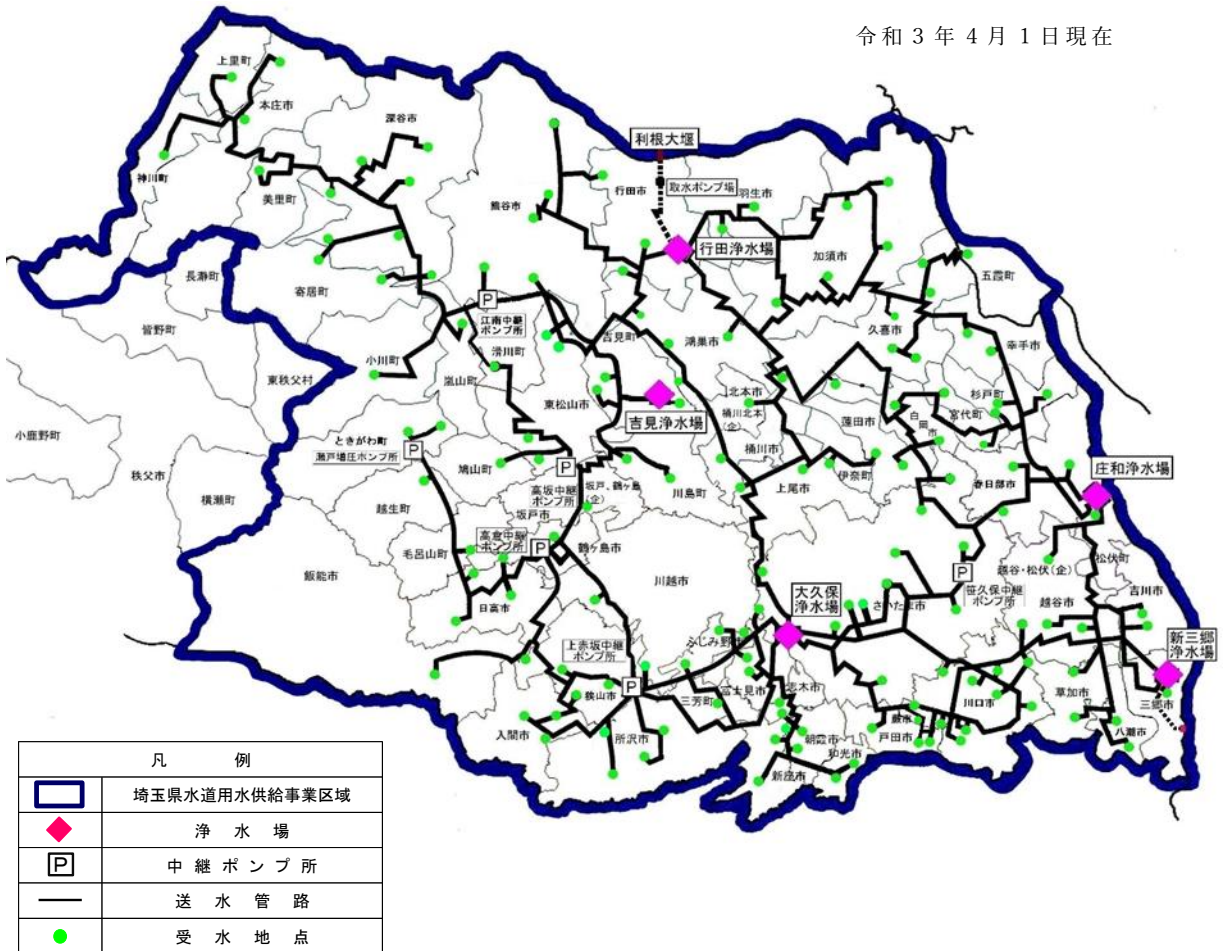
区分	年度	昭和	43	44	45	46	47	48	49		50		51	52	53		54	55	56	57	58	59		60	61	62	63	平成	元		2	3	4
		4	7	4	10	4	8	4	7	4	10	4	8	4	7	4	7	4	7	4	7	4	7	4	7	4	7	4	7	4	1	4	
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
旧広域第一水道	中央第一	11						15				20.50	22	30		33	33.50	39						42				47	48.41	47.70	59.13		
	東部第一							20		24		25		33		36	36.50	59						77				79	81.37	80.18	86.10		
	西部第一							20		24		25		33		36	36.50																
旧広域第二水道															40.60	44.50	51.30	59						77				79	81.37	80.18	86.10		
拡大区域																											108.60						
消費税転嫁																									3%内税		1.5%内税						

区分	年度	平成	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和	元		2
		4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10	4	10
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
旧広域第一水道	中央第一	59.13						57.41				61.78						61.78															
	東部第一	59.13						57.41				61.78						61.78															
	西部第一																											59.13					
旧広域第二水道	86.10						65.35																										
拡大区域	108.60						86.13																										
消費税転嫁	1.5%内税												5%外税						8%外税						10%外税								

注 (2本線) は条例改正を示す。

③ 水道事業供給区域

令和3年4月1日現在



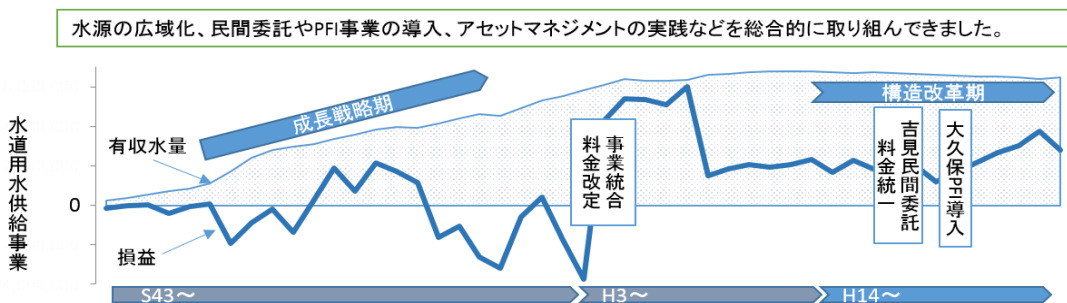
(2) これまでの経営改革

平成3年4月、水道施設の効率的運用と水道用水の更なる安定供給を目指して「広域第一水道事業(さいたま市、春日部市、川越市ほか19市町)」と「広域第二水道事業(熊谷市ほか21市町)」の2事業を統合するとともに、給水区域の拡大と合わせて、事業名を「埼玉県水道用水供給事業」に改称しました。

水道用水供給事業の一日最大送水量は、平成14年度の202万 m^3 をピークに減少トレンドとなっていますが、平成17年には、料金を統一するとともに吉見浄水場運転管理業務を民間に委託、平成20年度には大久保浄水場排水処理施設のPFI事業が供用開始(設計・建設 平成16年度～平成19年度)するなど能率的な経営に努め、平成4年度以降は経常利益を確保しています。

平成22年度、23年度に高金利企業債の繰上償還を実施し、約40億円

の利息軽減を実現しました。



< 工事着手後の水道用水供給事業経営の沿革 >

歴年	沿 革	1日平均配水量 (万 ³ /日)
昭和38年	「中央第一水道用水供給事業」(さいたま市ほか3市)の建設工事に着手	
昭和39年	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用	
昭和43年	大久保浄水場から県南中央地域(蕨市ほか3市)へ給水を開始 「中央第一水道用水供給事業」(川口市ほか3市)の第一期拡張工事に着手	6
昭和45年	「東部第一水道用水供給事業」(春日部市ほか7市町)及び「西部第一水道用水供給事業」(川越市ほか10市町)の建設工事に着手	16
昭和49年	庄和浄水場から県南東部地域(越谷市ほか7市町)へ給水を開始 大久保浄水場を拡張し、県南西部地域(所沢市ほか10市町)へ給水を開始	51
昭和52年	「広域第二水道用水供給事業」(熊谷市ほか21市町)の建設工事に着手	80
昭和53年	中央第一、東部第一及び西部第一の3事業を統合し、「広域第一水道用水供給事業」と改称 「広域第二水道用水供給事業」の暫定給水を開始	86
昭和59年	行田浄水場から県中央部(上尾市ほか17市町)へ給水を開始	118
昭和63年	広域第二水道の給水区域拡張建設工事に着手	135
平成 2年	新三郷浄水場を新設	152
平成 3年	広域第一と広域第二を統合し、「埼玉県水道用水供給事業」と改称 給水区域を県北部まで拡張	160
平成17年	料金を統一 吉見浄水場を新設し、運転管理を委託	185
平成20年	大久保浄水場排水処理施設(PFI事業)の供用開始	182
平成27年	平成27年度優良地方公営企業総務大臣表彰受賞	174

※ 市名は令和3年4月1日現在

2 工業用水道事業

(1) 事業概要

工業用水道事業は、工業用水道事業法に基づき産業基盤の整備と地盤沈下の防止を図ることを目的とし、令和3年4月1日現在、柿木及び大久保の両浄水場（給水能力 253,000 m³/日）から、工業用地下水の汲み上げ規制区域である県南東部地域 6 市（さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、草加市及び八潮市）の 146 の工場等事業所に給水を行っています。

①施設

令和3年4月1日現在

事業名	埼玉県南部工業用水道事業	
浄水場	大久保浄水場	柿木浄水場
承認年月日	昭和39. 3. 4	昭和37. 11. 15
事業届出年月日	昭和38. 8. 16	昭和36. 10. 1
完成年月日	平成 8. 1. 12	平成 8. 1. 12
給水開始年月日	昭和43. 4. 1	昭和39. 11. 1
建設単価（円/m ³ ）	115, 279	
総事業費（千円）	29, 165, 640	
取水能力 （m ³ /日）	95, 040	165, 024
	260, 064	
給水能力 （m ³ /日）	93, 000	160, 000
	253, 000	
契約水量（m ³ /日）	182, 182	
一日平均配水量（m ³ ）	110, 846	
配水管路延長（m）	191, 207	
水利権（m ³ /秒）	下久保ダム 中川自流	3. 01
配水池設置数	5	

②料金の推移

(単位：円/m³)

年度 区分	昭和																			平成					
	39~47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6		
基本料金	4	6		10		14.30		16.70		17.70			18.23			23.20									
特別料金	5	8		13		18.60		21.70		23.00			23.69			30.16									
超過料金	8	12		20		28.60		33.40		35.40			36.46			46.40									
消費税転嫁																		3%内税							

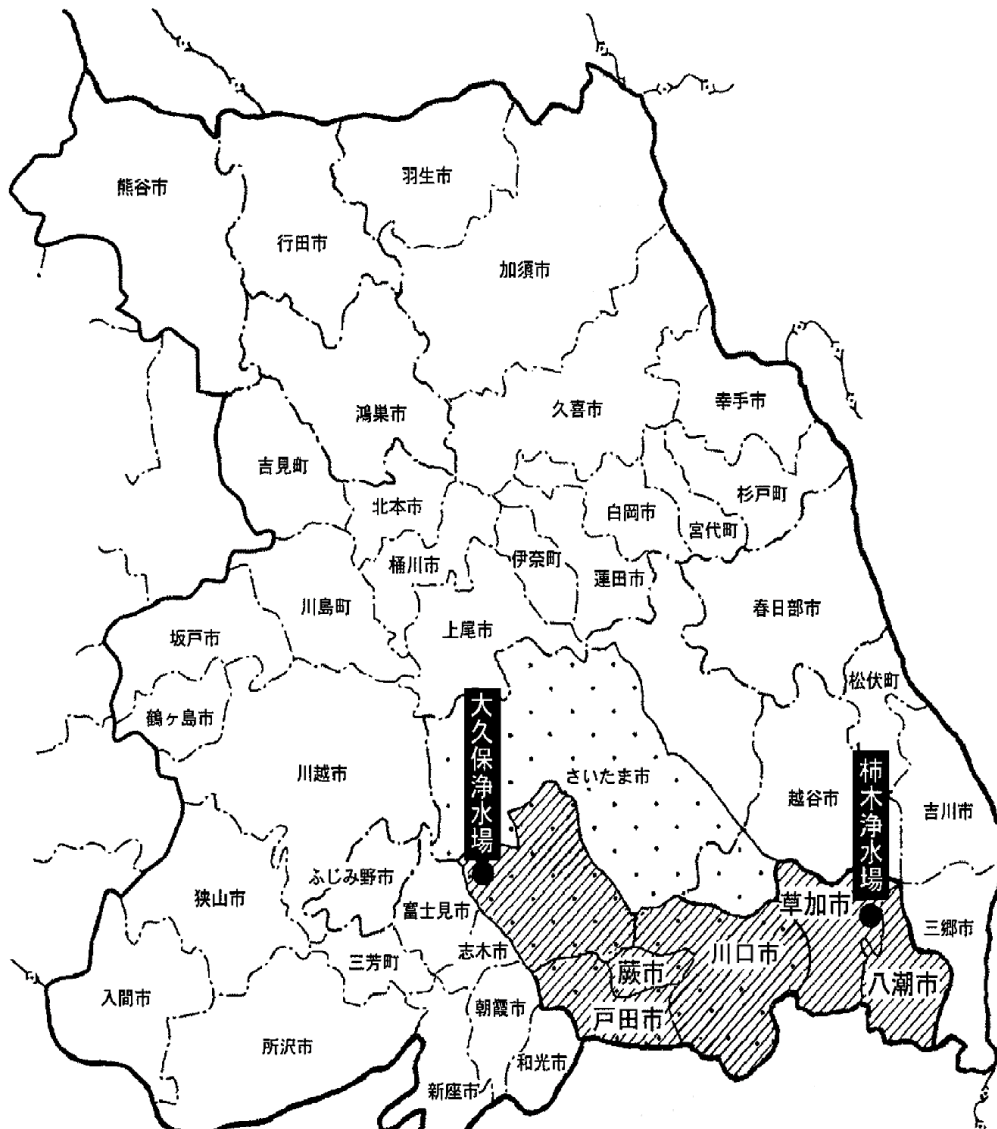
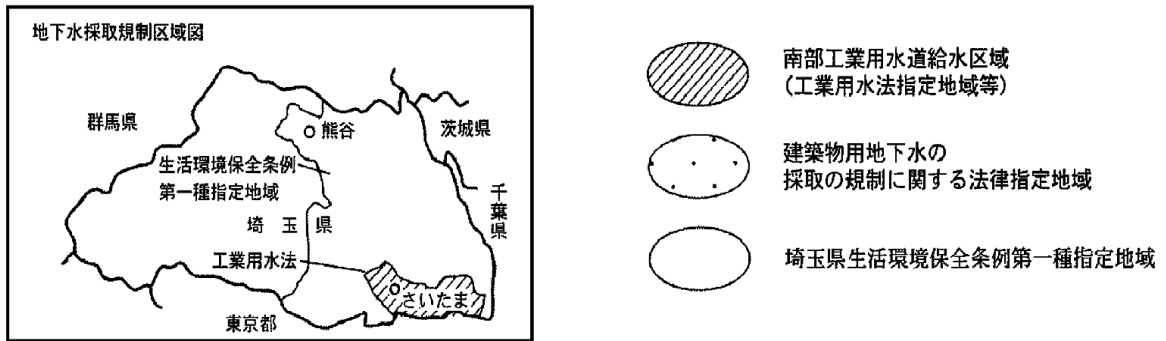
年度 区分	令和																														令和	
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	元	2					
基本料金	23.20		22.53																													
特別料金	30.16		29.29																													
超過料金	46.40		45.05																													
消費税転嫁	3%内税		5%外税																		8%外税						10%外税					

注1

- (1) 基本料金とは、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1日当たりの使用水量(基本使用水量)に対する料金をいう。
- (2) 特別料金とは、基本使用水量を超える使用水量で、給水規程の定めるところにより管理者が承認した1時間当たりの使用水量に対する料金をいう。
- (3) 超過料金とは、管理者が承認した水量を超えて使用した水量に対する料金をいう。

注2 (二本線)は、条例改正を示す。

③工業用水道事業供給区域



(2) これまでの経営改革

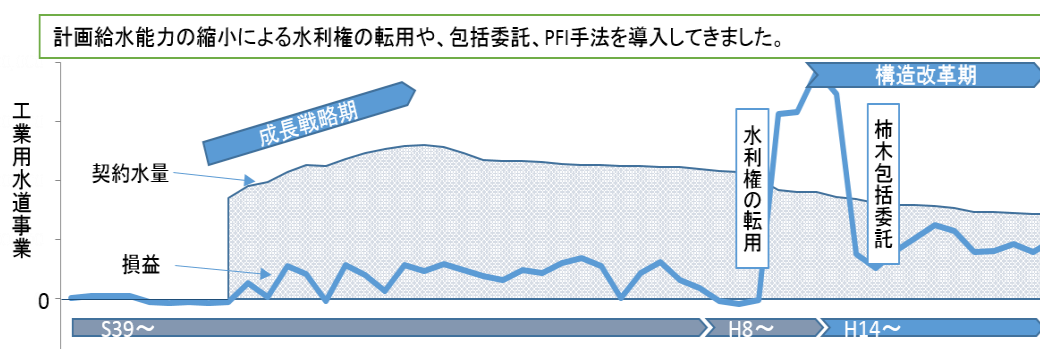
昭和48年、更なる安定供給と施設の効率的運用を図るため、柿木浄水場から給水する東部第一工業用水道事業(草加市、八潮市)と大久保浄水場から給水する中央第一工業用水道事業(川口市、蕨市、戸田市)とを統

合し南部工業用水道事業としました。

工業用水道事業の一日平均契約水量は、昭和 57 年度の日量 35 万 5 千 m³をピークに減少に転じたため、新規需要開拓を図りつつ減少に対応し、平成 8、11 年には計画給水能力をそれぞれ日量 33 万 5 千 m³、25 万 3 千 m³に縮小し、平成 11 年に水利権を上水道へ転用するなどして経営改革を行ってきました。

その後も事業運営は厳しく、抜本的な経営改革を図る必要があるとして、平成 17 年に柿木浄水場の管理運営を包括委託しました。

また、平成 12 年度から新規の企業債の発行を中止しており、令和 2 年度末企業債残高は 2.7 億円まで圧縮されています。



＜工事着手後の工業用水道事業経営の沿革＞

暦年	沿 革	1日平均配水量 (万m ³ /日)
昭和36年	「東部第一工業用水道事業」(草加市、八潮市)の建設工事に着手	
昭和38年	「中央第一工業用水道事業」(川口市、蕨市、戸田市)の建設工事に着手 工業用水道事業に地方公営企業法を適用	
昭和39年	「東部第一工業用水道事業」柿木浄水場から給水を開始	3
昭和43年	「中央第一工業用水道事業」大久保浄水場から給水を開始	13
昭和47年	「中央第一工業用水道事業」拡張工事に着手	17
昭和48年	2事業を統合し「南部工業用水道事業」に改称	17
昭和51年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成 8年	計画給水能力を縮小(44万m ³ /日→33万5千m ³ /日)	19
平成 9年	給水区域の拡大(さいたま市の一部)	19
平成11年	水利権を上水道へ転用 計画給水能力を縮小(33万5千m ³ /日→25万3千m ³ /日)	18
平成17年	柿木浄水場管理運営包括委託を実施	14

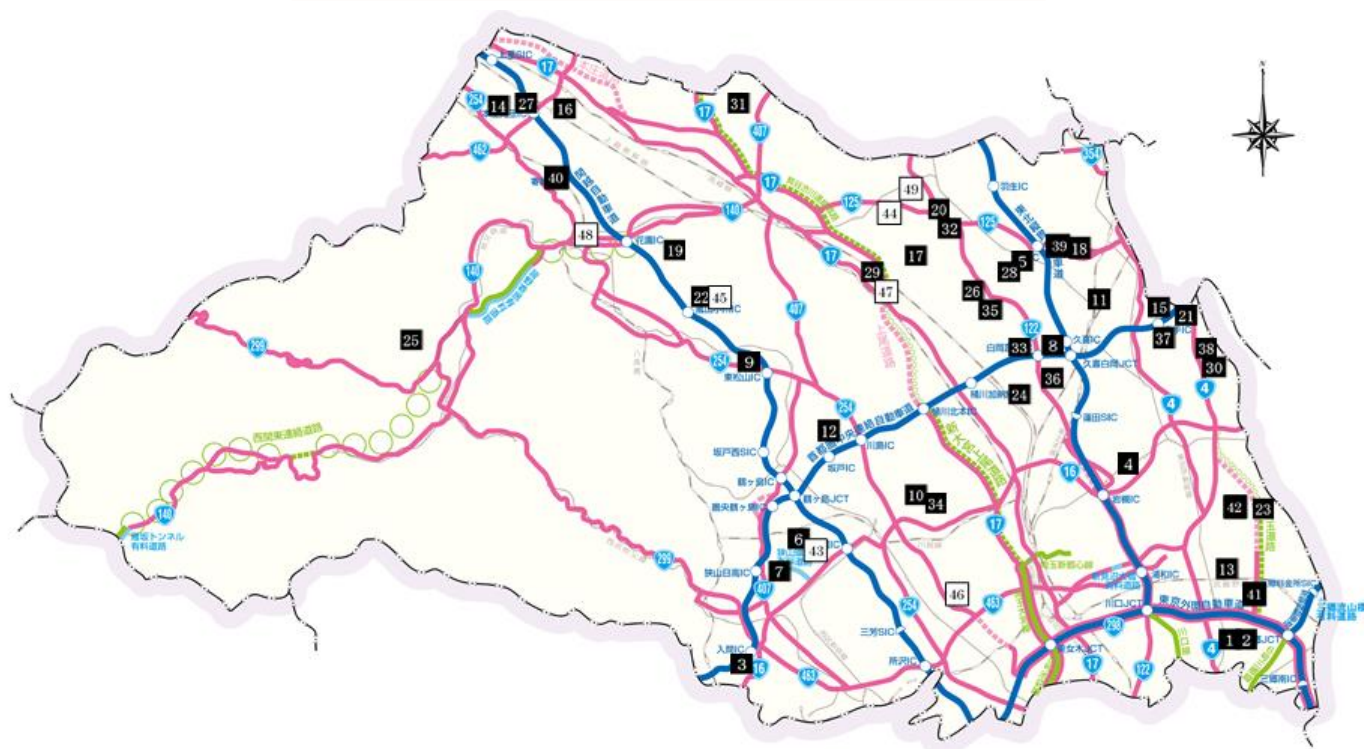
※ 市名は令和3年4月1日現在

3 地域整備事業

(1) 事業概要

地域整備事業は、産業の振興と地域の振興を図るため、現在までに工業団地など42団地約2,135haを整備してきました。

区分	施工地区数	施工面積 (ha)
産業団地	15	504.0
工業団地	22	1379.5
住宅団地	3	167.6
業務団地	1	40.7
宅地造成	1	43.4



1 草加工業団地	16 本庄住宅団地	31 妻沼西部工業団地
2 草加・八潮工業団地	17 川里工業団地	32 羽生下川崎産業団地
3 武蔵工業団地	18 大利根豊野台テクノタウン	33 葛藤南部産業団地
4 岩槻・春日部住宅団地	19 川本春日丘工業団地	34 川越第二産業団地
5 加須工業団地	20 羽生小松台工業団地	35 騎西城南産業団地
6 巖ヶ関住宅団地	21 幸手ひばりヶ丘工業団地	36 白阿西部産業団地
7 狭山工業団地	22 嵐山花見台工業団地	37 幸手中央地区産業団地
8 久喜・葛藤工業団地	23 東埼玉テクノポリス (旧吉川・松伏工業団地)	38 杉戸屏風深輪産業団地
9 東松山工業団地	24 伊奈北部地区	39 加須IC東産業団地
10 川越工業団地	25 秩父みどりヶ丘工業団地	40 寄居スマートIC美里産業団地
11 鷲宮産業団地	26 騎西藤の台工業団地	41 草加柿木フーズサイト
12 川島工業団地	27 本庄いまい台産業団地	42 松伏田島産業団地
13 越谷流通業務団地	28 加須下高柳工業団地	
14 児玉工業団地	29 行田みなみ産業団地	
15 幸手工業団地	30 杉戸深輪産業団地	

(2) これまでの経営改革

地域整備事業は、産業系基盤整備の宅地造成事業と地域振興施設整備の観光施設事業2つの事業で昭和39年にスタートしました。

その後、社会経済情勢の変化に伴い、宅地造成事業は、総合的な土地開発を行うための土地開発整備事業に、観光施設事業(三峯観光道路事業)は、レクリエーション施設事業(県営妻沼ゴルフ場、県営神川温泉保養センター※等)への改正を経て、平成12年4月に柔軟かつ効率的な事業体制・事業展開を図るために両事業を統合し、現在の地域整備事業に至っています。

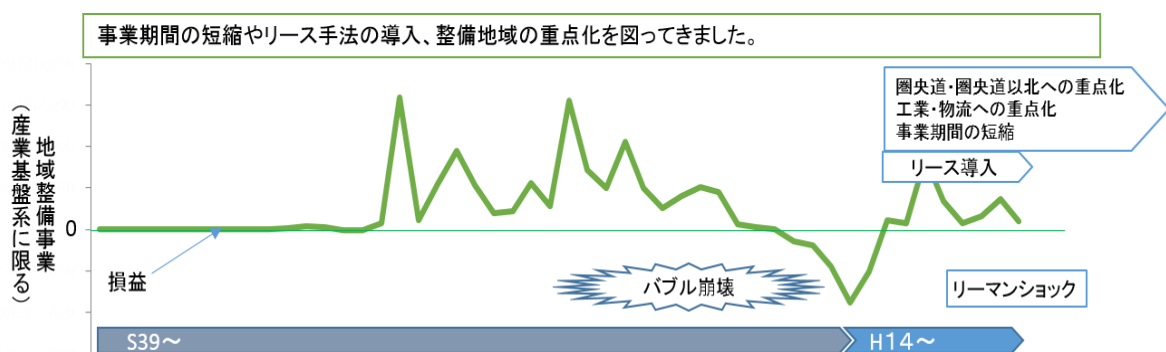
地域整備事業の中核となっている工業団地・産業団地の整備に関しては、高度経済成長などを背景に好調に推移してきました。

しかしながら、平成3年のバブルの崩壊により、地価の下落と経済状況の悪化というダブルパンチを受け、これ以降に分譲開始となった工業団地・産業団地は、売れ行き不振に加えて、地価が高い時代に用地買収を行っていたため、売れば売るほど赤字になるという状況に陥りました。

平成17年に、国内の設備投資意欲が回復してきたことを受けて県が開始した「企業誘致大作戦」により、企業への産業団地の売り込みを積極的に進めたことや、リース方式を導入したことなどにより、未分譲地の売却等は進み経営は黒字に回復しました。

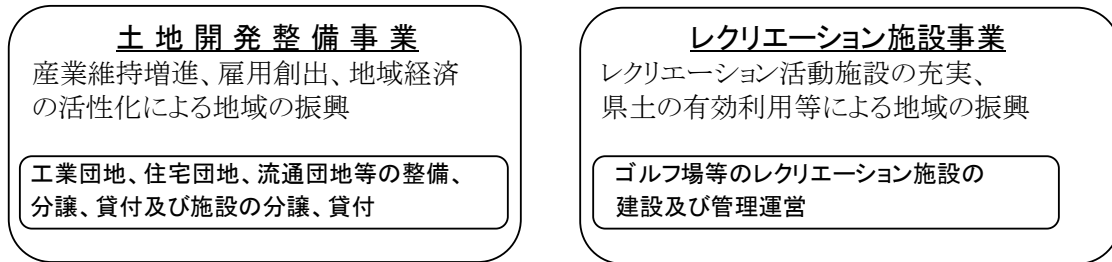
その後、県内での圏央道整備を追い風に分譲は好調に推移していますが、これまでのことを教訓に、地域整備事業に関しては①ニーズに合わせた整備地区の重点化、②団地規模を20ヘクタール程度とすることによる事業期間3年程度への短縮、③地元市町村との共同事業方式、④事業を自己資金の範囲内とすることなどにより、健全経営の維持に努めています。

※ 施設名は条例施行時の名称

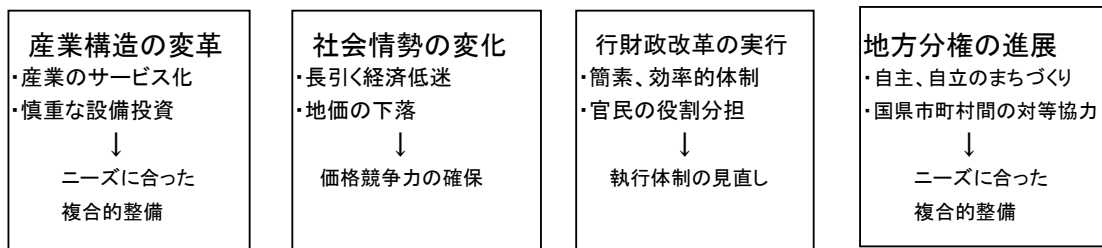


事業統合の背景及び概要

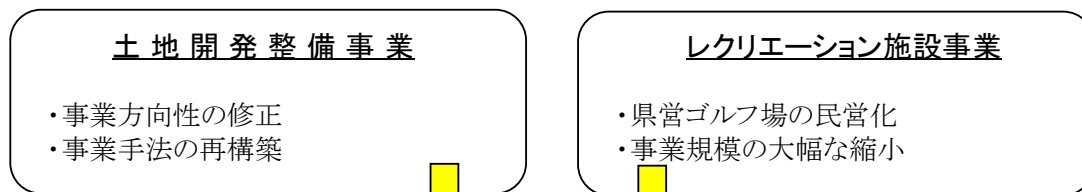
従来事業



事業環境の変化



変化への対応



事業統合

地域整備事業

(平成12年4月)

4 職員定数

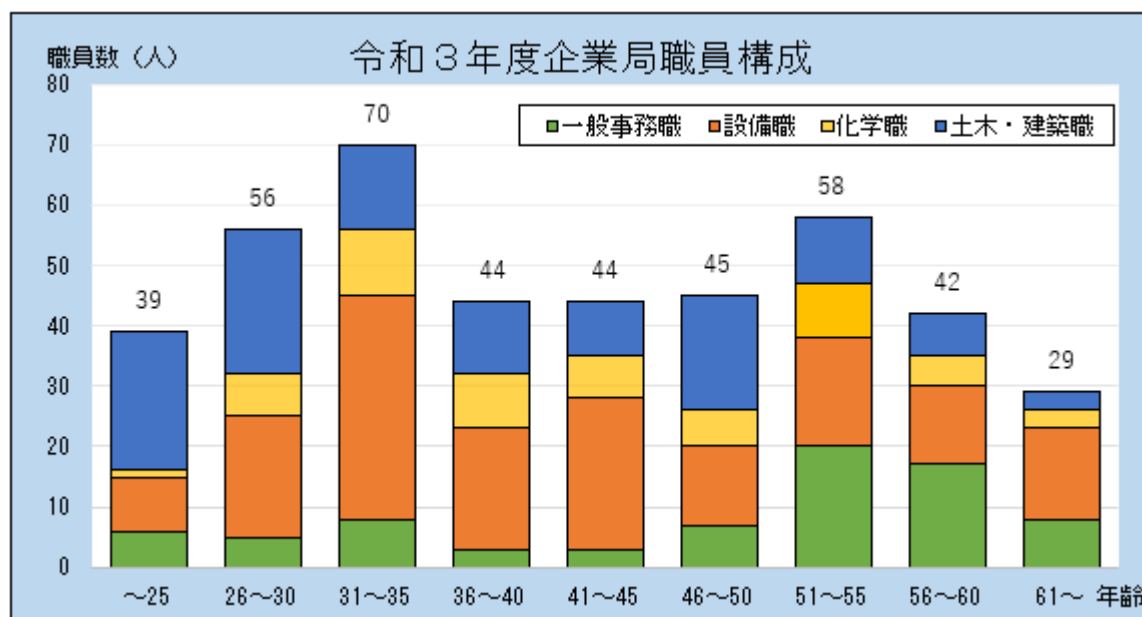
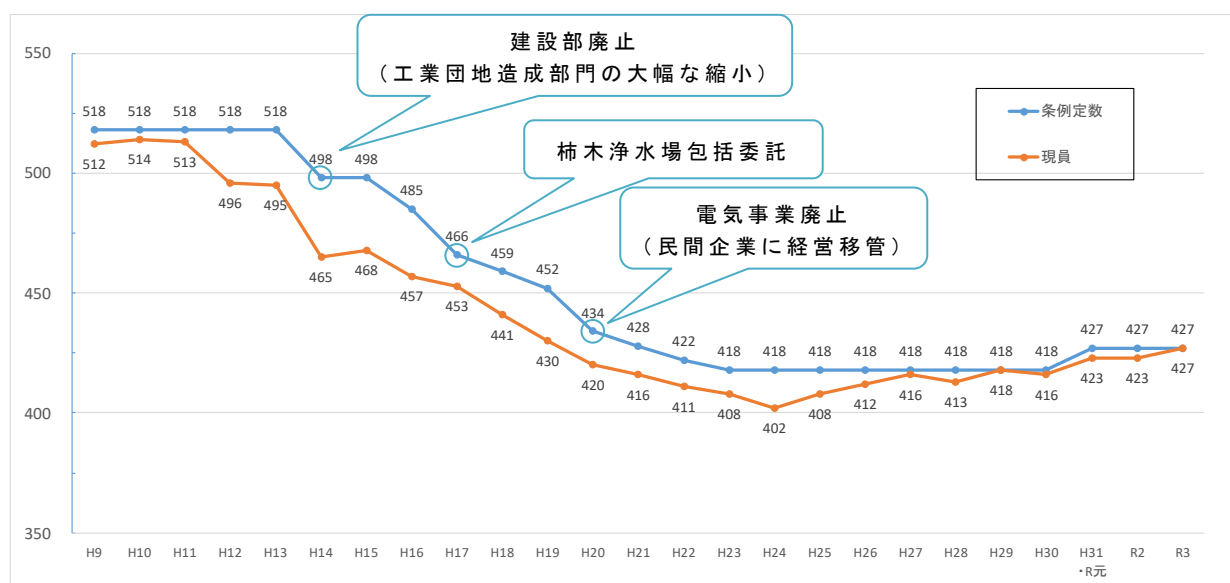
企業局では、平成9年度の定数518人から、行財政改革大綱や企業局経営5か年計画等に基づき段階的に定数の削減を行い、令和3年度には427人とし、現在に至っています。

したがって、平成9年度以降、25年間で91人、率にして約17.5パーセントの定数削減を行いました。

これらの取組により、簡素で効率的な組織体制を構築しています。

【職員定数の推移】

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R元	R2	R3
条例定数	518	518	518	518	518	498	498	485	466	459	452	434	428	422	418	418	418	418	418	418	418	418	427	427	427
現員	512	514	513	496	495	465	468	457	453	441	430	420	416	411	408	402	408	412	416	413	418	416	423	423	427



第3章 経営の基本方針

経営の3本柱

- 事業の選択と経営資源の集中
- 地域社会や環境への貢献
- 持続可能な経営基盤の確立

埼玉県企業局では、水道用水供給事業、工業用水道事業及び地域整備事業に地方公営企業法を適用して、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図らなければなりません。

そこで、第5次企業局経営5か年計画を定めるに当たり、経営の基本方針となる「経営の3本柱」を定めました。

1 事業の選択と経営資源の集中

- ・ 企業局が取り組む水道用水や工業用水の供給、産業団地整備を中心に経営の効率化を図ります。
- ・ 各事業は、経営に係る課題を洗い出し、将来を見据えた施策展開に向け、緊急度・重要度に応じて優先順位をつけた上で、経営資源を集中投入してメリハリある経営を実現していきます。

2 地域社会や環境への貢献

- ・ SDGsの視点を踏まえながら、安全・安心で良質な水道用水、産業の発展に貢献する工業用水を安定的に供給し、住民の生活や産業の発展に寄与します。
- ・ 企業誘致の受け皿となる産業団地を市町村と連携して計画的に整備するとともに、SDGsに取り組む企業やエネルギーの地産地消を図る企業の立地を促進し、地域や環境への貢献を支援します。

3 持続可能な経営基盤の確立

- ・ 水道用水供給事業及び工業用水道事業の推進に当たっては、人口減少等に伴う需要が減少し、老朽化施設等の更新需要など費用が必要となる中でも、収支均衡を前提とする投資・財政計画に基づき適切に投資を行

うことで、健全経営を維持していきます。

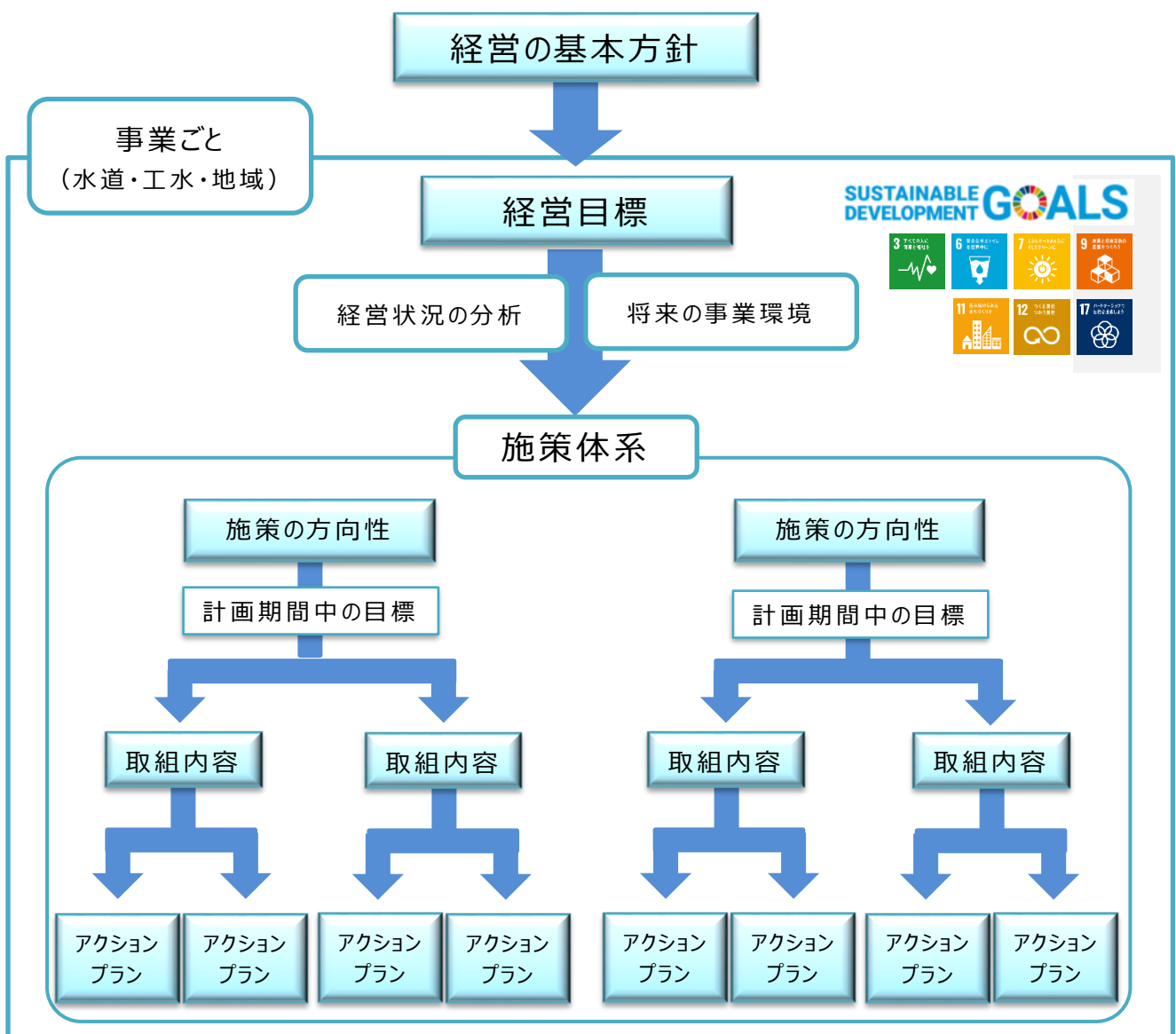
- ・ 産業団地の整備に当たっては、事前調査を徹底して支出の増加リスクの回避を図るなど、経営基盤の充実を図ります。
- ・ 組織運営に当たっては、本県の行財政改革の趣旨を踏まえるとともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）による様々な課題解決、民間活用やアセットマネジメントによる施設等の適正な管理、ダウンサイジング等により徹底した経営の効率化を図ります。

第4章 事業計画

1 事業計画の構成

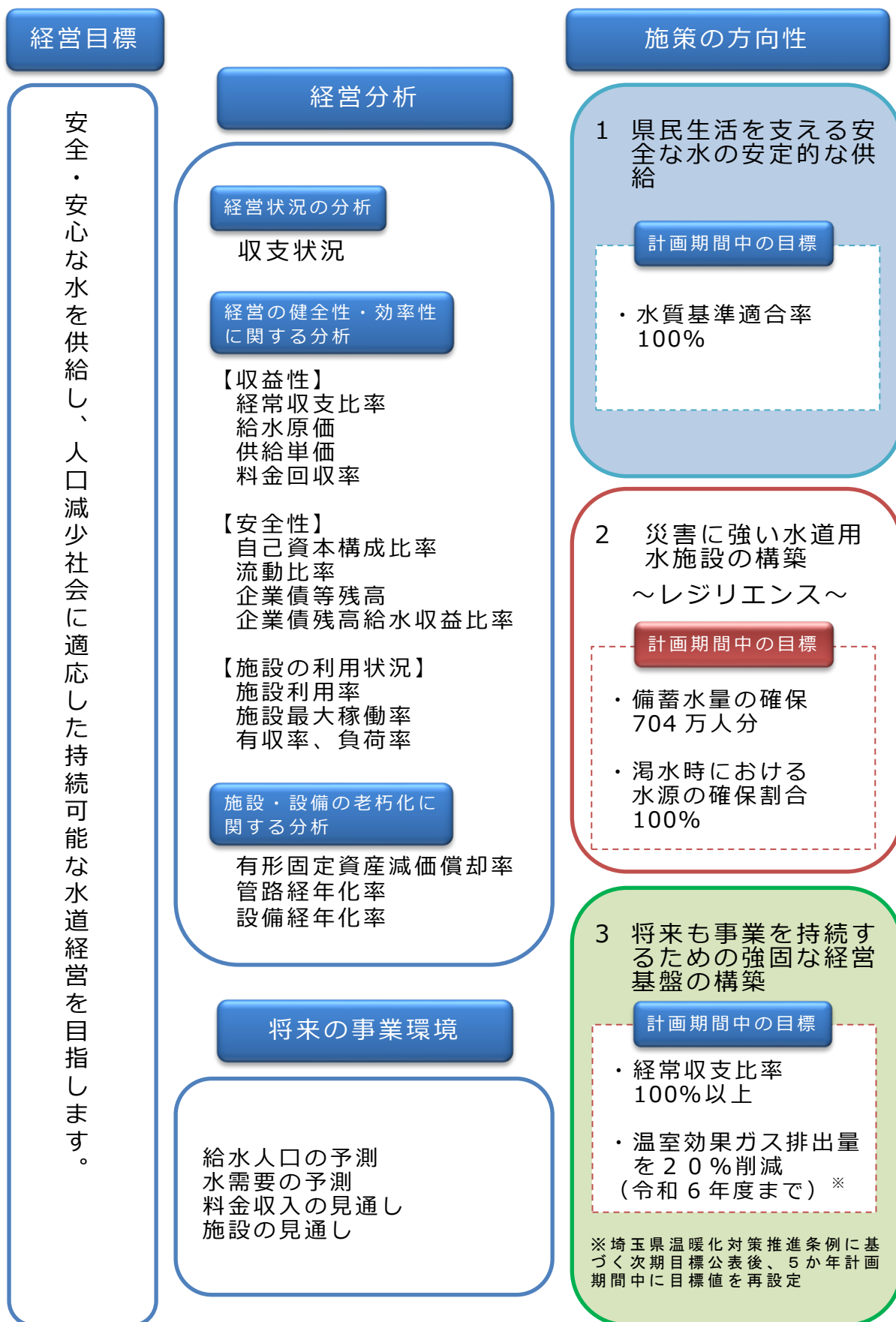
企業局の経営の3本柱の下、事業ごとに関係法令の趣旨を踏まえた「経営目標」を定めました。

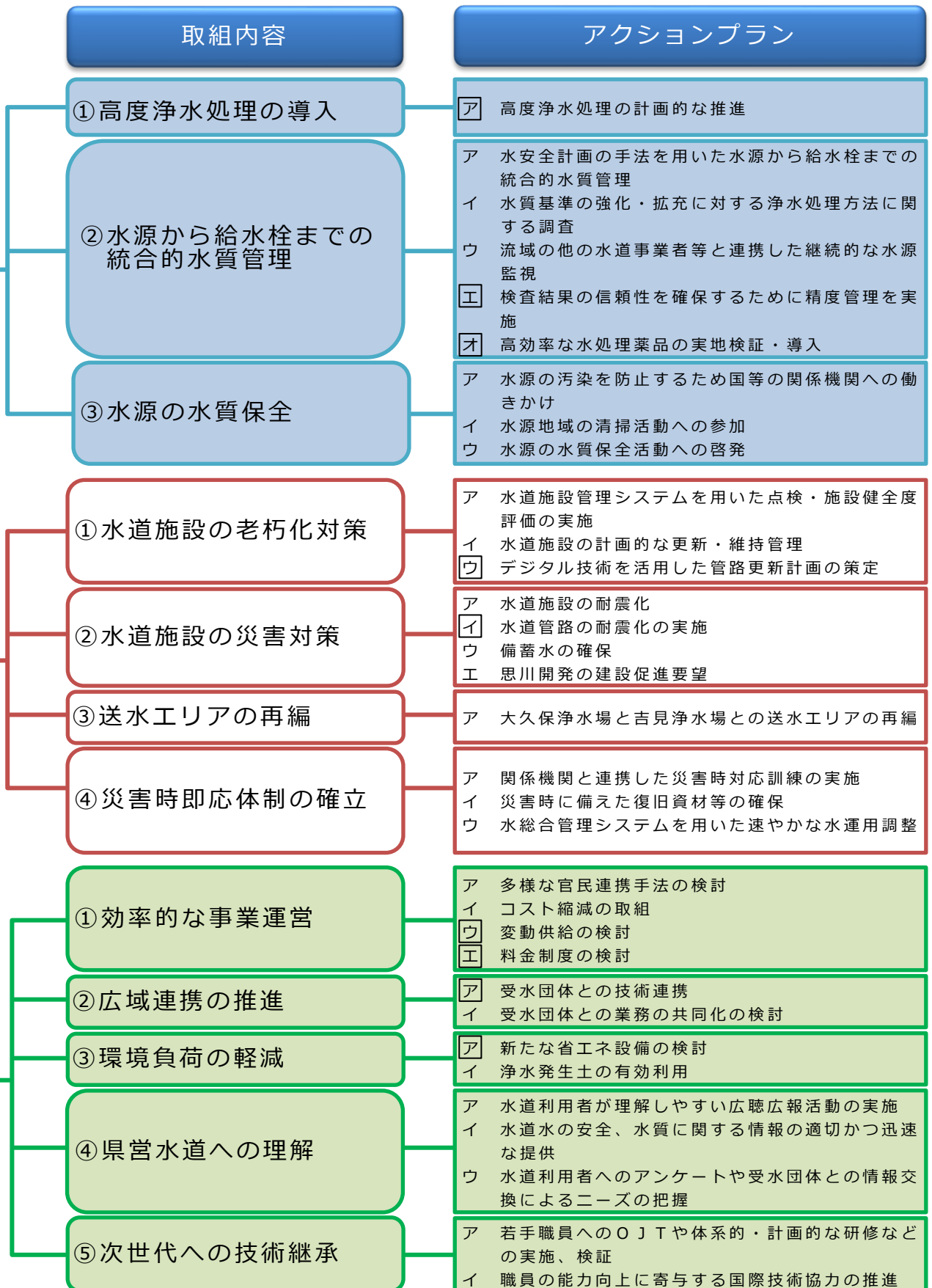
この目標を達成すべく、経営状況の分析や将来の事業環境の把握を行いました。これらの分析結果を踏まえて、施策の方向性と具体的な数値目標を定め実行することで、経営基盤を強化し、持続的に住民サービスを提供し、県民の福祉を増進していきます。



水道用水供給事業

2 水道用水供給事業





(1) 経営目標

県営水道は、安全・安心な水を安定的に供給することが求められています。

これまで県営水道では、安全・安心な水を供給するため、安定水利権の確保や、災害時への対応として水道施設の耐震化や備蓄水の確保に積極的に取り組んできました。

この5か年計画では、さらなる安全・安心を確立するため、河川への有害物質流出など水質異常に対応できる高度浄水処理の導入などに取り組めます。

また、人口減少社会に適応した持続可能な水道経営を目指し、先進デジタル技術を活用した業務の効率化や官民連携・広域連携の推進を図ります。併せて適切な料金についても検討を進めていくものとします。

このため、県営水道の経営目標を以下のとおりとし、関係者が一丸となって県営水道の運営に取り組んでいくものとします。

安全・安心な水を供給し、人口減少社会に適応した持続可能な水道経営を目指します。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

給水量及び給水収益は横ばい傾向にあります。施設の老朽化に伴う修繕費等の増加、施設・設備の更新による除却費等の増加により、純利益は減少傾向にあります。なお、令和2度は霞ヶ浦導水事業撤退に伴う損失等で特別損失を計上し、最終的に29年ぶりの純損失を計上しましたが、経常利益は約26億円を確保しています。

(単位:百万円)

	28	29	30	元	2
総収益	44,770	44,293	44,357	44,403	49,880
営業収益	39,085	38,985	39,158	39,468	39,333
給水収益	38,940	38,912	39,084	39,403	39,234
受託工事収益	80	8	1	1	39
その他営業収益	65	66	74	64	61
営業外収益	5,337	5,144	5,044	4,916	5,528
預金利息	2	4	6	10	10
他会計補助金	627	562	506	454	408
補助金	29	50	44	34	
長期前受金戻入	4,675	4,523	4,485	4,415	5,106
雑収益	4	5	3	4	3
特別利益	348	163	155	19	5,019
収益的収支					
総費用	40,505	40,033	41,276	41,522	51,742
営業費用	36,286	36,110	37,183	38,153	39,309
維持管理費	14,278	14,523	15,445	16,541	16,471
人件費	2,422	2,126	2,362	2,174	2,309
動力費	2,988	3,125	3,509	3,217	2,800
薬品費	889	924	1,078	1,163	1,192
修繕費	1,521	1,530	2,309	2,559	3,054
委託料	2,709	3,161	2,739	3,286	3,291
負担金	3,381	3,276	3,040	3,791	3,509
その他	368	381	407	351	316
受託工事費	80	8	1	1	39
減価償却費	21,300	21,269	21,301	21,396	22,255
資産減耗費	628	310	437	216	544
営業外費用	4,219	3,810	3,495	3,147	2,944
支払利息	4,207	3,804	3,488	3,147	2,941
雑支出	12	6	7	1	3
特別損失	0	114	598	221	9,489
当年度純利益	4,265	4,259	3,081	2,881	△ 1,863
資本的収支					
収入	16,744	19,898	16,475	8,543	6,249
企業債	7,706	8,835	6,800	2,881	2,220
他会計出資金	6,097	7,007	5,203	3,563	2,956
他会計補助金	212	212	211	159	149
固定資産売却代金	0	0	1	1	0
国庫補助金	2,632	3,795	4,259	1,937	921
その他	97	50	2	2	2
支出	33,922	37,423	33,031	26,810	25,792
建設改良費	16,921	21,222	17,460	11,829	10,708
企業債償還金	10,776	10,318	10,163	9,615	9,610
他会計からの	1,104	804	305	305	192
その他	5,121	5,079	5,103	5,060	5,282
資金残高(流動資産-流動負債)	29,572	33,774	39,159	41,814	43,878
企業債残高	133,313	131,830	128,467	121,733	114,343

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

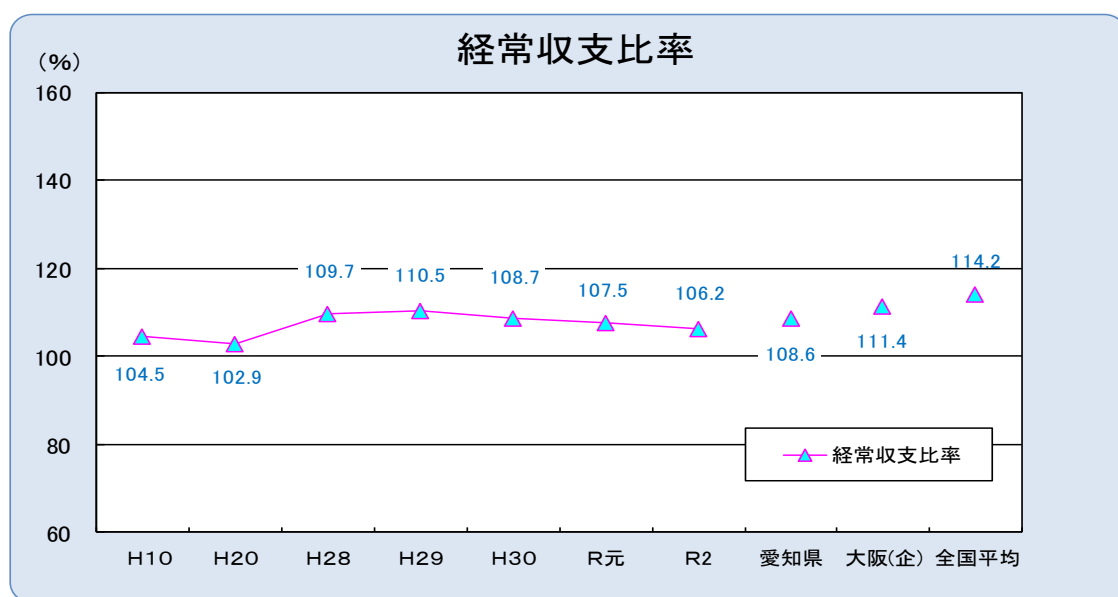
イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 収益性に関する分析

① 経常収支比率

経常収支比率は経常収益と経常費用の割合を示した指標で、水道本来の事業活動に財務活動（支払利息等）を加えたものです。これまで100%を超えていて、収益性を維持しており、公営企業の原則である独立採算が確保されています。

これは、県営水道がスケールメリットを活かした国内最大規模の水道用水供給事業によるものと言えます。



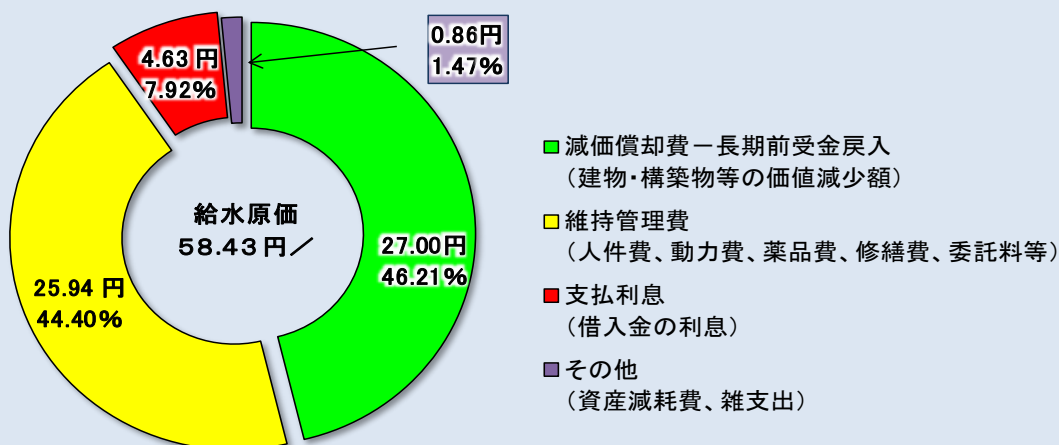
$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

② 給水原価

給水原価は58.43円/m³(税抜)で、「減価償却費－長期前受金戻入」、「支払利息」、「維持管理費」及び「その他」(特別損失は含まない。)の区分による内訳は下図のとおりです。「減価償却費－長期前受金戻入」が原価の半分弱を占めていることが大きな特徴で、国内最大規模である水道用水供給事業として多額の固定資産を有していることを意味しています。

なお、長期前受金戻入(8.04円/m³)は現金の増加を伴わない収入である点に注意が必要です。

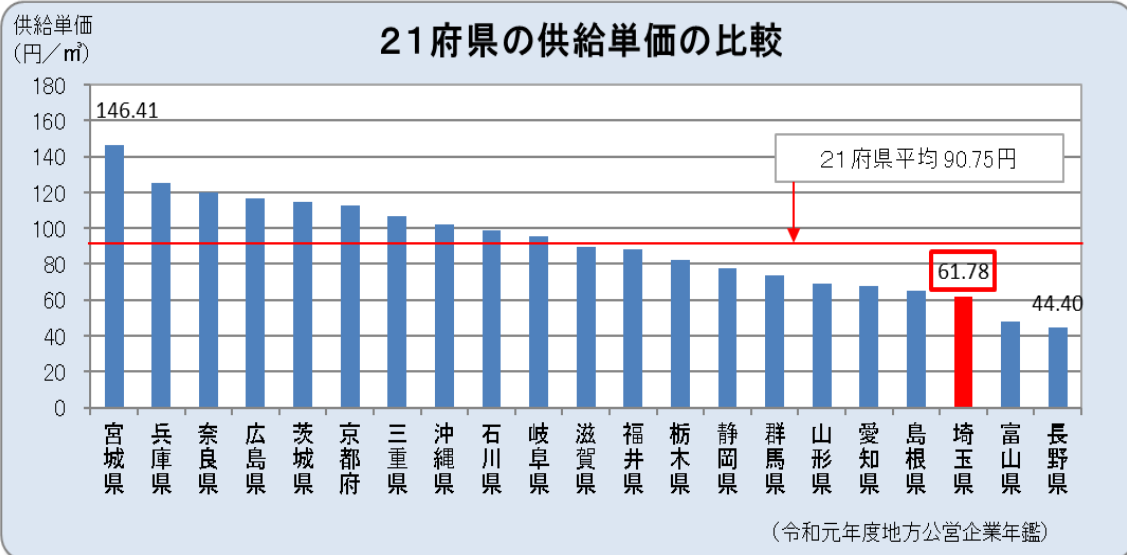
給水原価の内訳(円/m³)



③ 供給単価（全国 21 府県営水道用水供給事業者との比較）

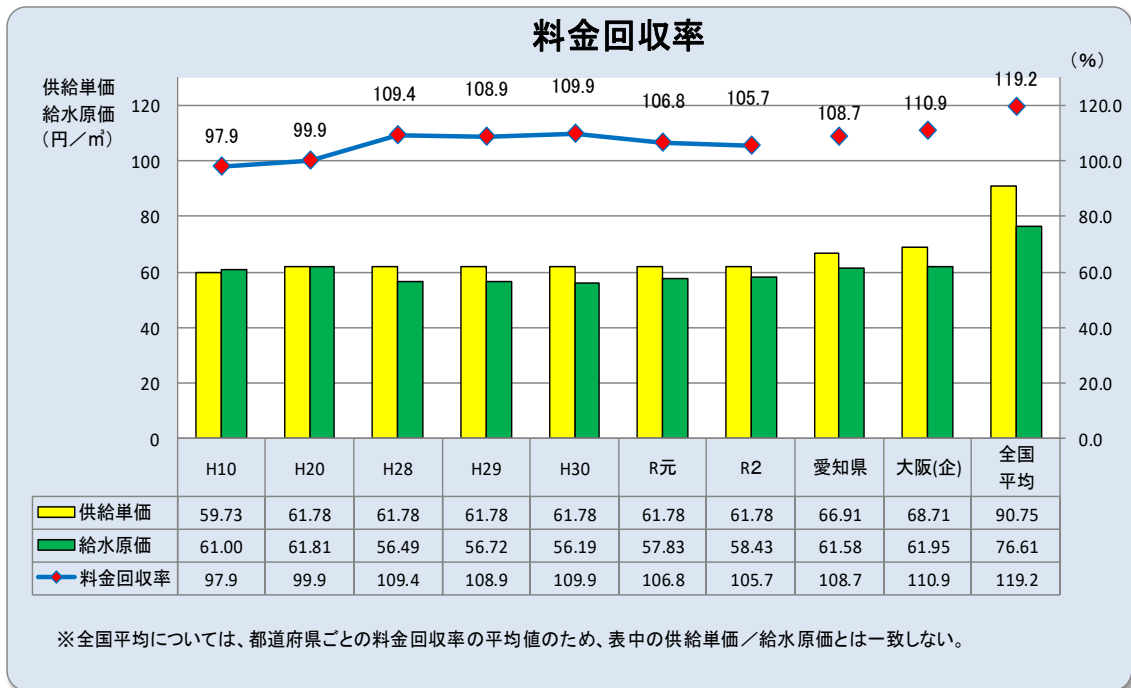
府県営の水道用水供給事業者は、本件を含め全国で 21 あります。令和元年度供給単価（給水収益÷有収水量で算定。実際の水道料金とは異なる。）は、全国 21 事業者の中で 3 番目に安い単価となっています。

本県が他府県と比較して安い供給単価となっている理由は、関東平野に位置しており、施設配置が効率的であること、給水先に水需要が多く、かつ県水転換率の高い大規模水道事業者が多いことなどが考えられます。



④ 料金回収率

近年の料金回収率は100%を超えた状態が継続し、経営に必要な経費（受託工事費は除く。）は全て料金収入で賄えており、良好な状態といえます。しかし、最近では給水原価が微増傾向にあり、料金回収率も低下しているため、動力費や委託料等の維持管理費のコスト縮減や、長期的視点に立った施設の効率的・効果的なアセットマネジメント等による経営改善の取組とともに、料金値上げについても今後検討していく必要があります。



給水原価(円/㎥) =

$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$$

$$\text{供給単価(円/㎥)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$

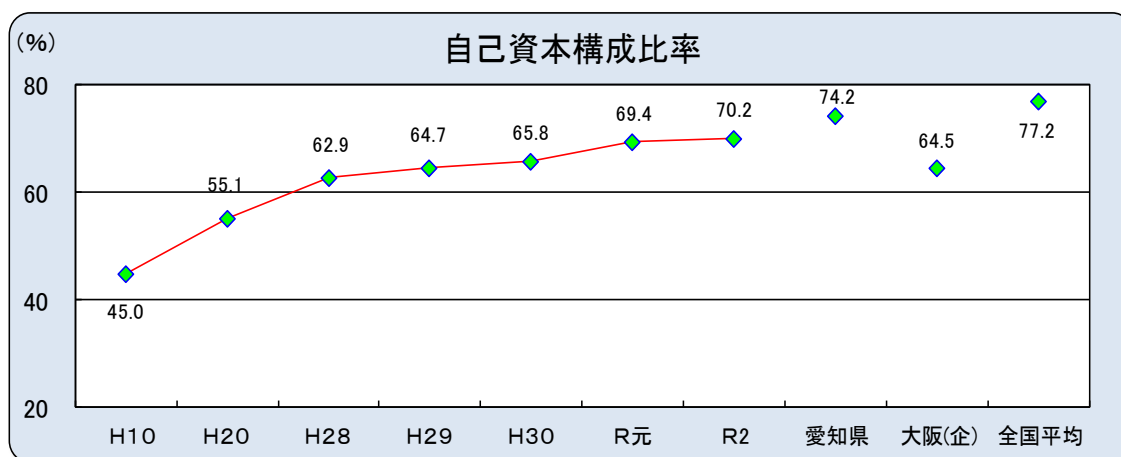
$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

(イ) 財務の安全性に関する指標の分析

① 自己資本構成比率

負債・資本合計と自己資本の関係を示す自己資本構成比率は、比率が高いほど財務基盤が良好であり、安定的な事業運営を行っていること

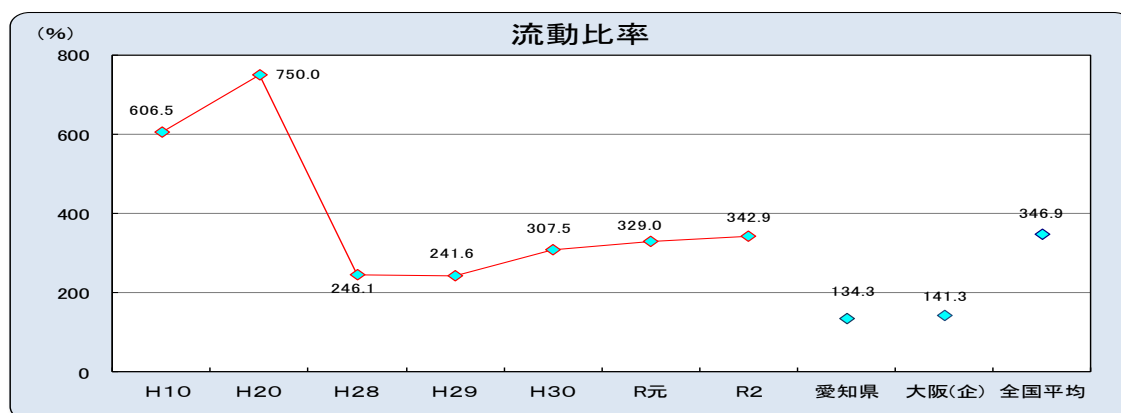
評価できます。一般に自己資本構成比率は50%以上が理想とされ、本県は60%を超えており、十分安定的だと評価できますが、全国平均と比較すると若干低くなっています。これは企業債等の外部負債（他人資本）への依存度が高くなっていることを意味しており、今後の施設の更新等による大型投資の資金調達手段には注意をしていく必要があると言えます。



$$\text{自己資本構成比率}(\%) = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

② 流動比率

流動資産を流動負債で除した流動比率は、一般的に適正な水準とされている200%を概ね超えており、短期債務に対し支払能力を概ね確保しています。しかし、今後は各浄水場への高度浄水処理施設の導入が予定されるなど、大型投資案件が複数控えているため、現預金残高の推移には注視していく必要があります。



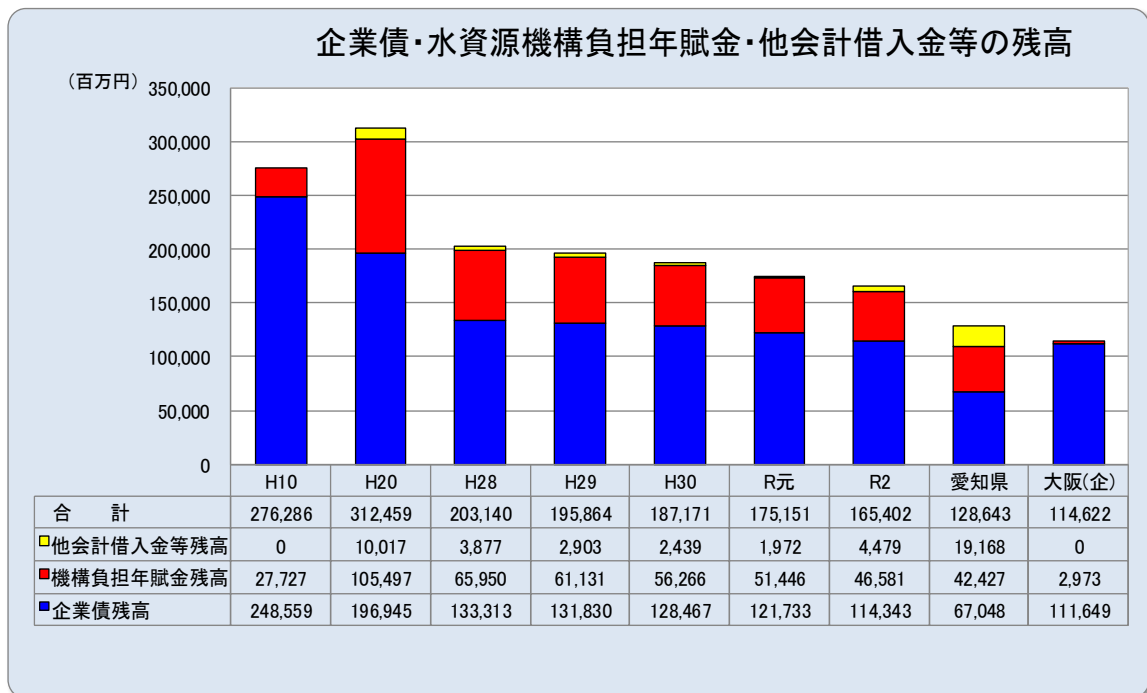
$$\text{流動比率}(\%) = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

③ 企業債等残高

企業債（＝外部借入金）残高は、平成2年度の2,761億円をピークに年々減少し、ピーク時と比べ約1,600億円の債務圧縮を実現しています。企業債残高が減少した要因は、近年、企業債元金償還額が建設改良のための企業債発行額を大きく上回っているためです。

企業債等[※]の残高合計は、令和2年度末で1,654億円と依然として経営上の大きな負担となっています。今後は施設・整備の更新、高度浄水処理施設の整備による多額の企業債の発行が計画されているため、毎年度の経常損益に影響を与える支払利息及び将来の資金繰りに影響を与える企業債償還額には留意する必要があります。

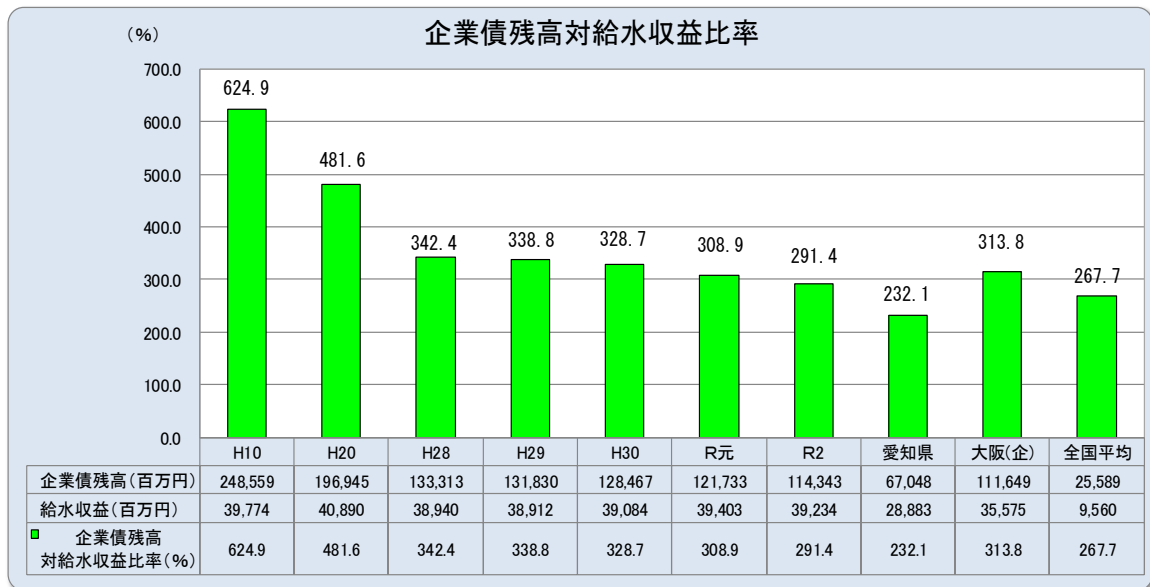
※ 「企業債等」とは県営水道の外部負債であり、企業債のほか水資源機構負担年賦金、他会計借入金、大久保浄水場PFI事業に係る施設購入年賦金、撤退年賦金（霞ヶ浦導水事業）を指します。



④ 企業債残高対給水収益比率

企業債（借入金）が給水収益（売上高）の何倍であるかを示すもので、返済余力を見る指標であり、借入が過大になっていないかを確認できます。

近年は3倍程度で推移しており、全国平均より少し高くなっていますが、最近は減少傾向にあります。



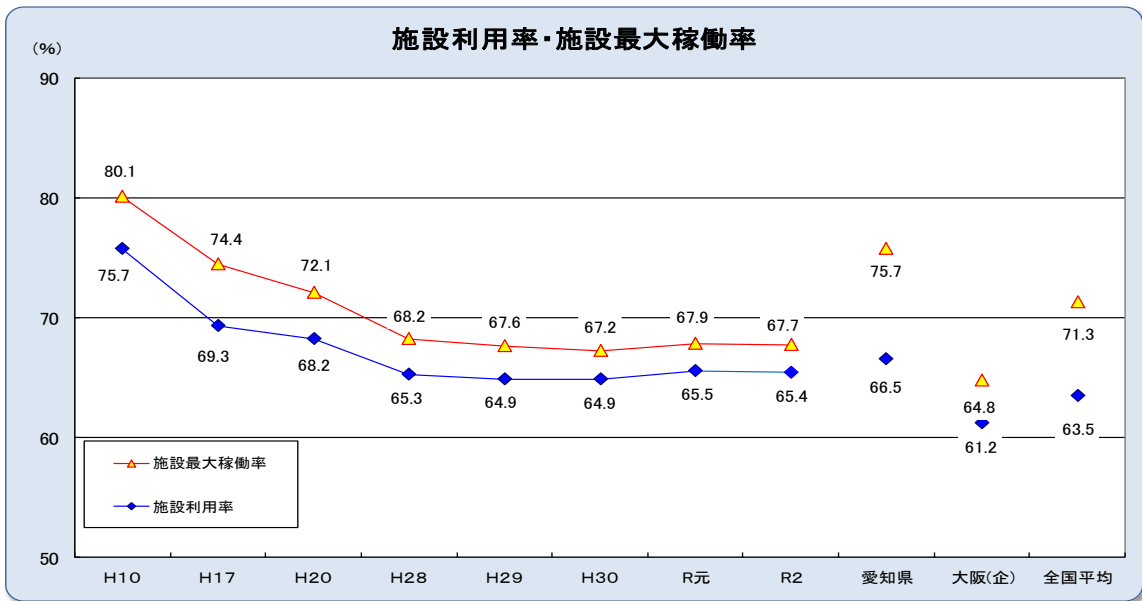
(ウ) 施設の利用状況に関する分析

① 施設利用率、施設最大稼働率

施設最大稼働率、施設利用率の数値は水道施設が年間を通じて約7割稼働していることを示しています。両指標とも数値が高いほど効率的ですが、水の安定供給のためには、ある程度の施設の予備能力を保有する必要があります。

平成17年度に吉見浄水場が稼働開始し、送水能力が浄水場全体で150,000 m³/日増加したこと、一日平均送水量及び一日最大送水量が減少傾向にあることから低下傾向にありましたが、近年は横ばいの傾向にあります。

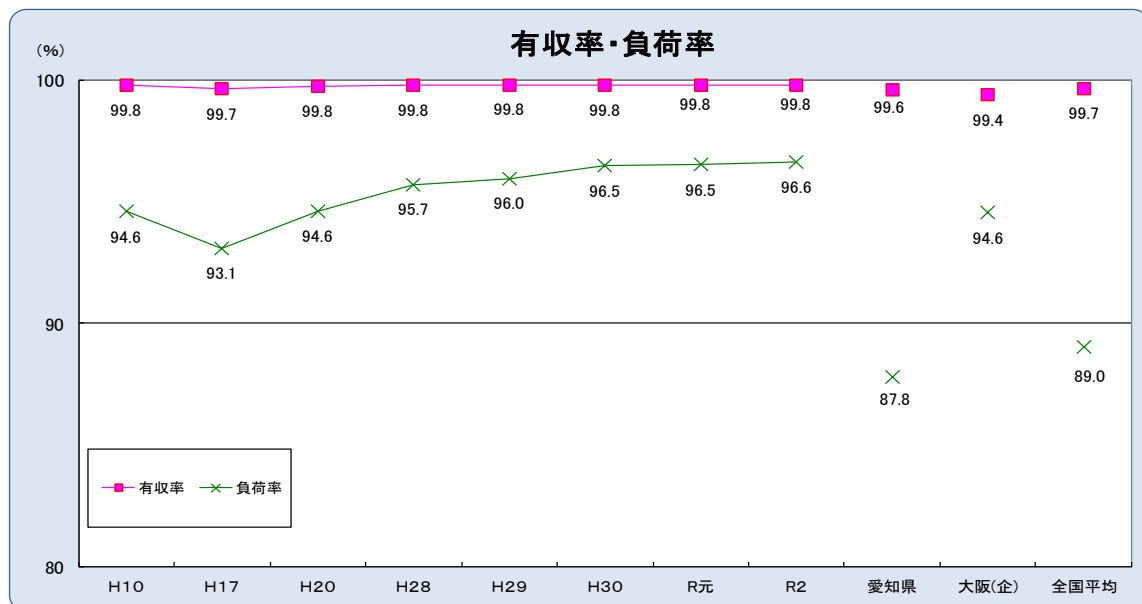
節水機器の普及や生活スタイルの変化などにより、今後は水需要が減少していくことが見込まれる中、浄水場等の余剰施設の整理による需要に見合った施設のダウンサイジングを行うなど、県全体の水道施設の合理的な利用について受水団体と協力しながら県水の利用促進を図っていくことが求められます。



① 有収率、負荷率

有収率は水道料金の徴収対象となる送水量で 99.8%と高い水準を維持しています。この数値は、水道施設が適正に維持管理されている結果として、送られる水のほとんどが漏水などの影響を受けることなく確実に受水団体へ送られ、収益に結びついていることを示しています。

負荷率は 96%台と高い水準を維持しています。負荷率は、施設利用率と施設最大稼働率の乖離が小さいほど高くなります。本県は均等受水を原則とし、水道施設が他県や全国平均と比べ季節による需要変動の影響などをあまり受けることなく、年間を通じて効率的に使用されているため高い水準となっています。



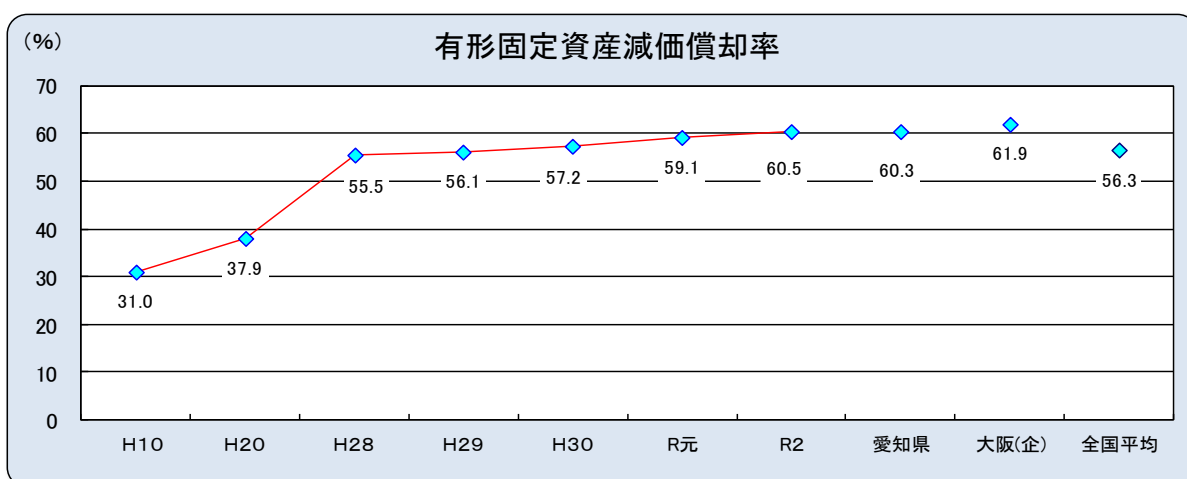
(エ) 施設・設備の老朽化に関する分析

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は上昇傾向にあり、令和2年度には60%を超え、有形固定資産の経年化が進んでいることを示しています。

なお、平成26年度の会計基準の見直し（みなし償却制度の廃止）に伴い減価償却費が大幅に増加したため、減価償却率は高くなりました。

有形固定資産は、古いものでは稼働開始後50年以上が経過し、今後は施設・設備の改良・更新や修繕のためのコスト増加が見込まれます。この率の上昇は改良・更新等の必要性を判断する目安の一つとなるため、その動向を参考にするとともに、アセットマネジメントの活用により施設の健全性を維持するため、計画的な改良・更新等を実施し、費用の平準化により経営の安定化につなげていく必要があります。

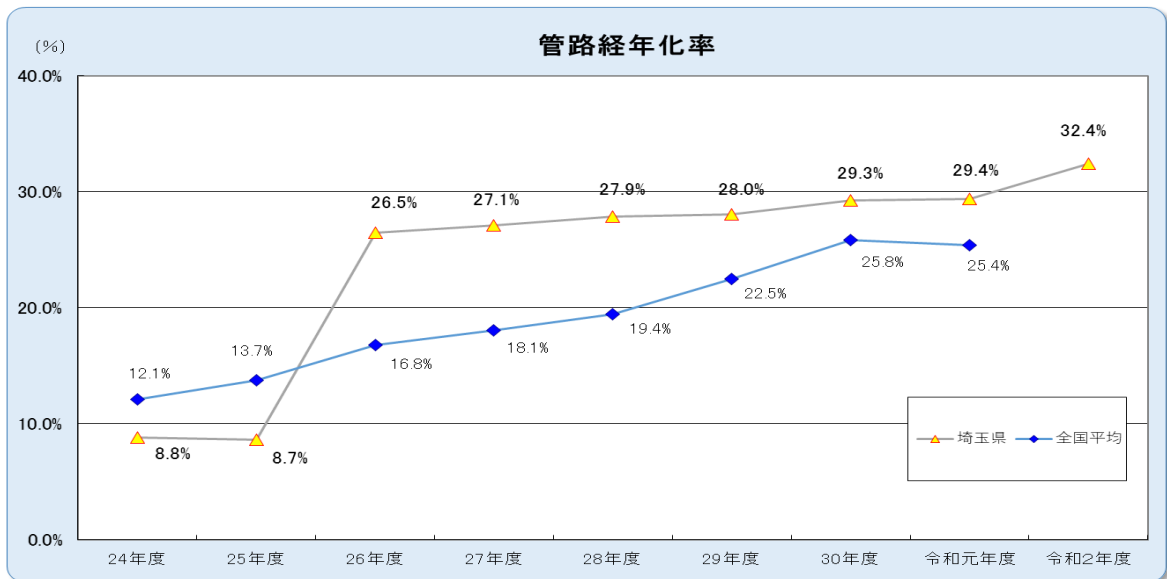


$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

② 管路経年化率

事業創設時に布設した管路が既に法定耐用年数を経過しており、本県の事業開始が比較的早かったことから、類似団体と比べて高い数字となっています。

管路の更新は安定給水に欠かすことのできないものであり、将来にわたり継続して実施する必要があります。しかし、多額の費用を要するだけでなく、大口径管の更新には工事用地の確保が困難であり、関係機関との協議が必要など、工事实施上の課題もたくさんあります。水道用水供給事業の経営面や組織人材面など、総合的かつ長期的視点に立った更新計画の策定及び実施が求められます。

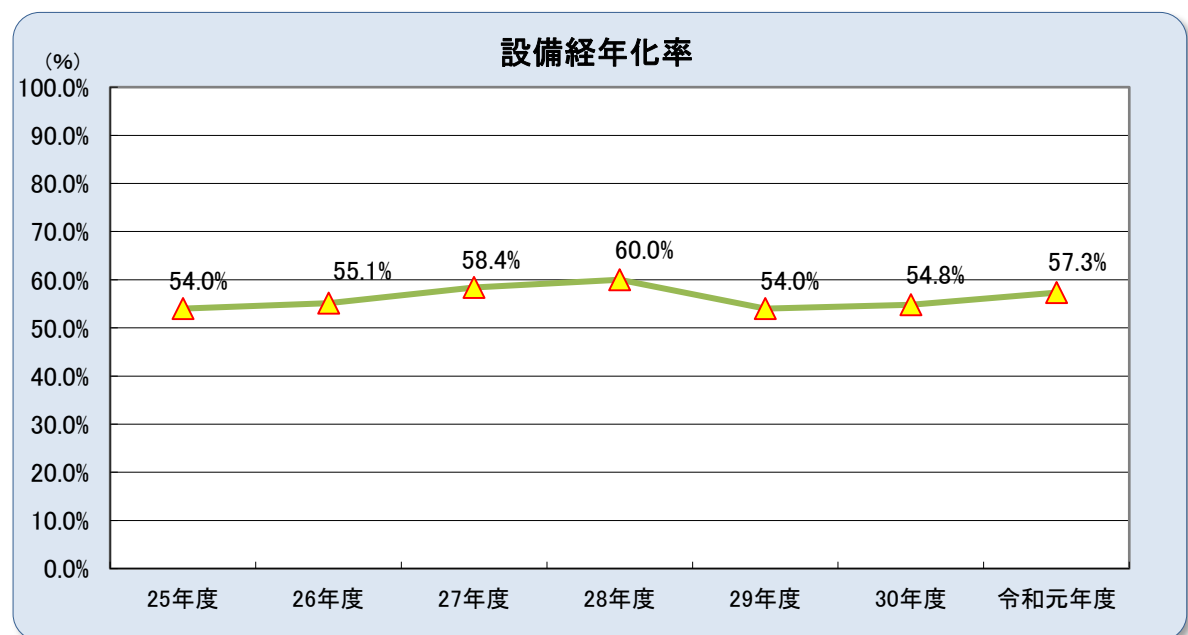


③ 施設・設備経年化率

事業開始から 50 年以上が経過していますが、浄水施設の法定耐用年数は 60 年であるため、法定耐用年数を超過した施設はありません。

しかし、機械・電機等設備の経年化率は 6 割弱の水準にあります。

効率的な事業を運営していくためには、設備の適正な維持管理により、法定耐用年数以上の長寿命化を図ることも重要です。



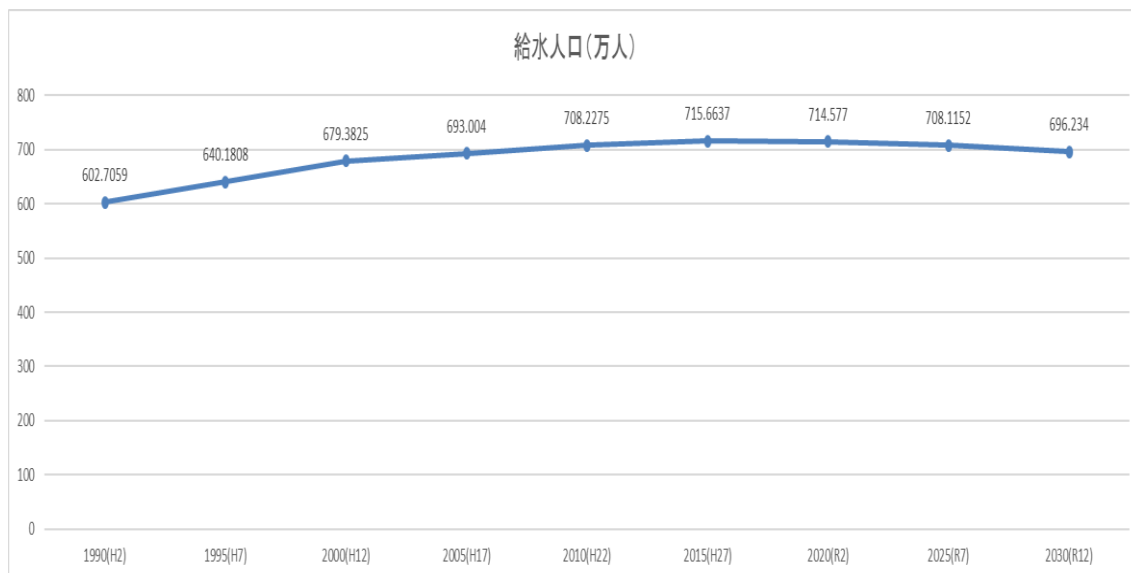
$$\text{管路経年化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を超過している管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

$$\text{設備経年化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数}}{\text{機械・電気・計装設備などの合計数}} \times 100$$

(3) 将来の事業環境

ア 給水人口の予測

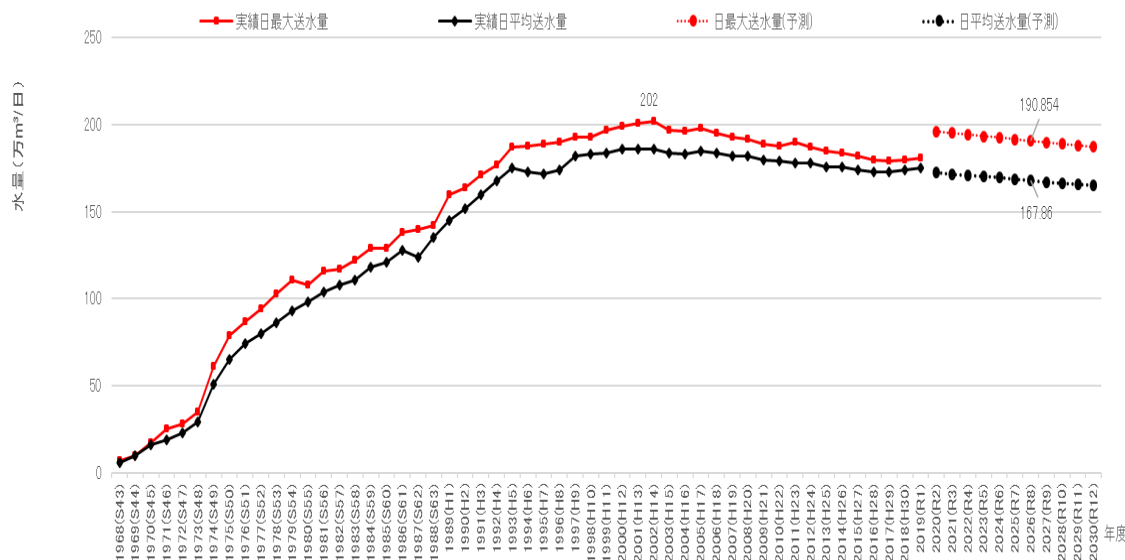
埼玉県長期水需給の見通し（平成 29 年 10 月 土地水政策課）によれば、これまでほぼ横ばいであった給水人口は今後減少に転じ、水道用水供給区域では令和 11 年度には 700 万人を下回る見込みとなっています。



イ 水需要の予測

埼玉県長期水需給の見通し（平成 29 年 10 月 土地水政策課）によれば、水道用水の日最大送水量は平成 14 年度の 202 万 m^3 をピークに横ばいから若干減少傾向となっています。

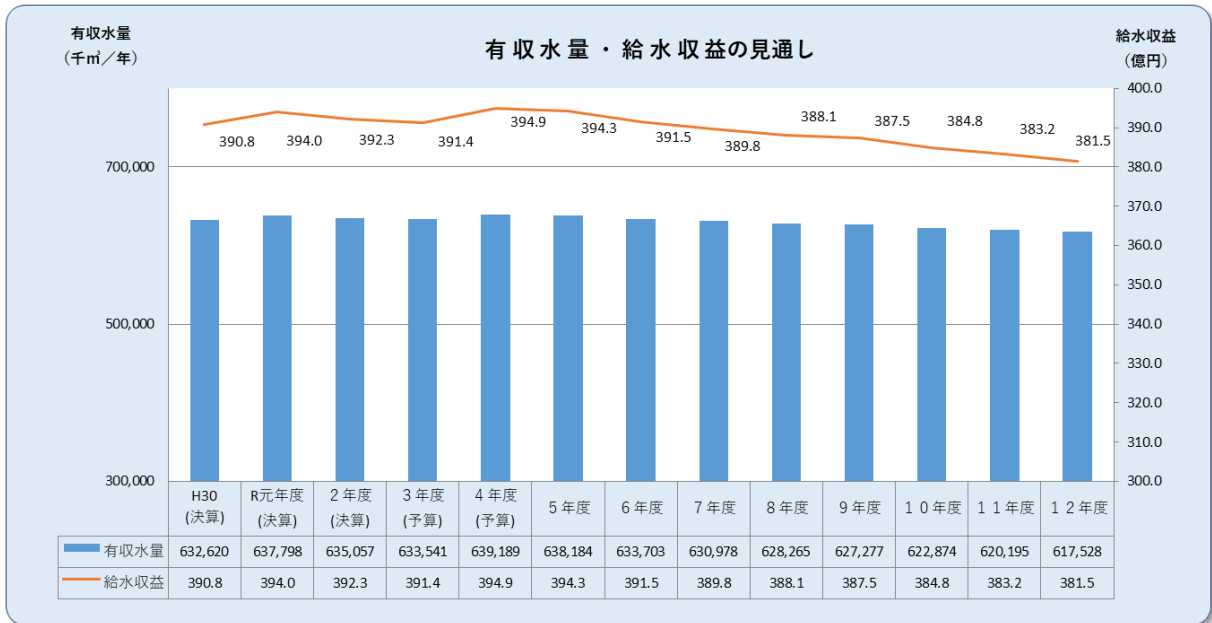
今後についても減少傾向は続く見込みであり、令和 8 年度は日最大送水量 191 万 m^3 、日平均送水量 168 万 m^3 との予測となっています。



ウ 料金収入の見通し

長期水需給に基づく有収量の減少率（▲0.43%）と現行料金単価（61円78銭）を用いて、今後の料金収入の見通しを作成しました。具体的な数値は下図のとおりです。

直近2年間の平成30年度及び令和元年度については、前年度より給水収益が増加しているものの、今後はこれまでの傾向を踏まえ、減少傾向で推移すると見込んでいます。



エ 施設の見通し

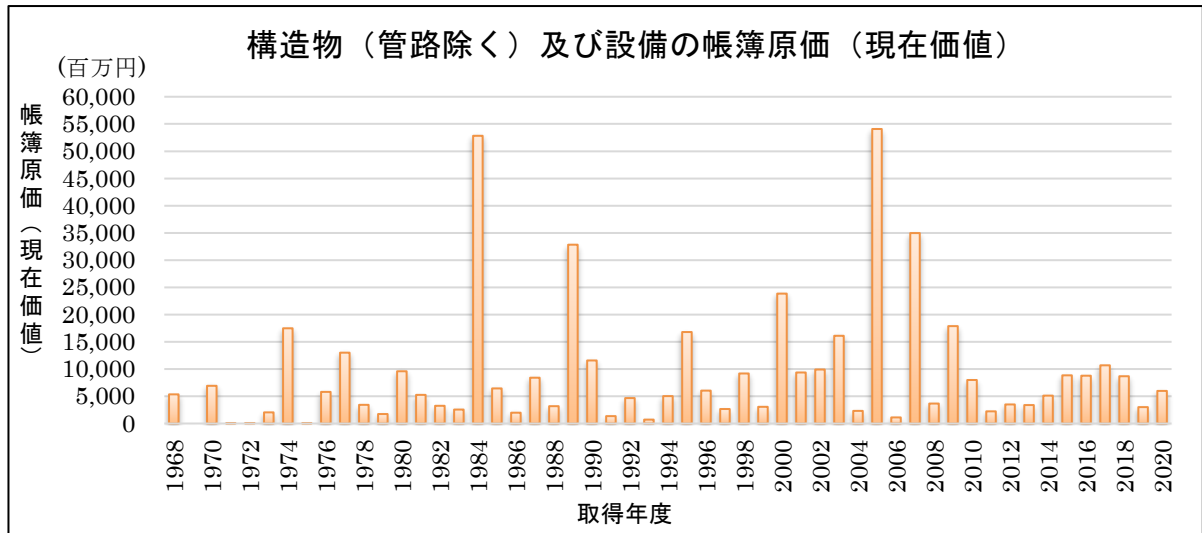
給水開始から50年以上経過し、浄水施設及び送水管路はこれから本格的な更新時期を迎えることとなります。

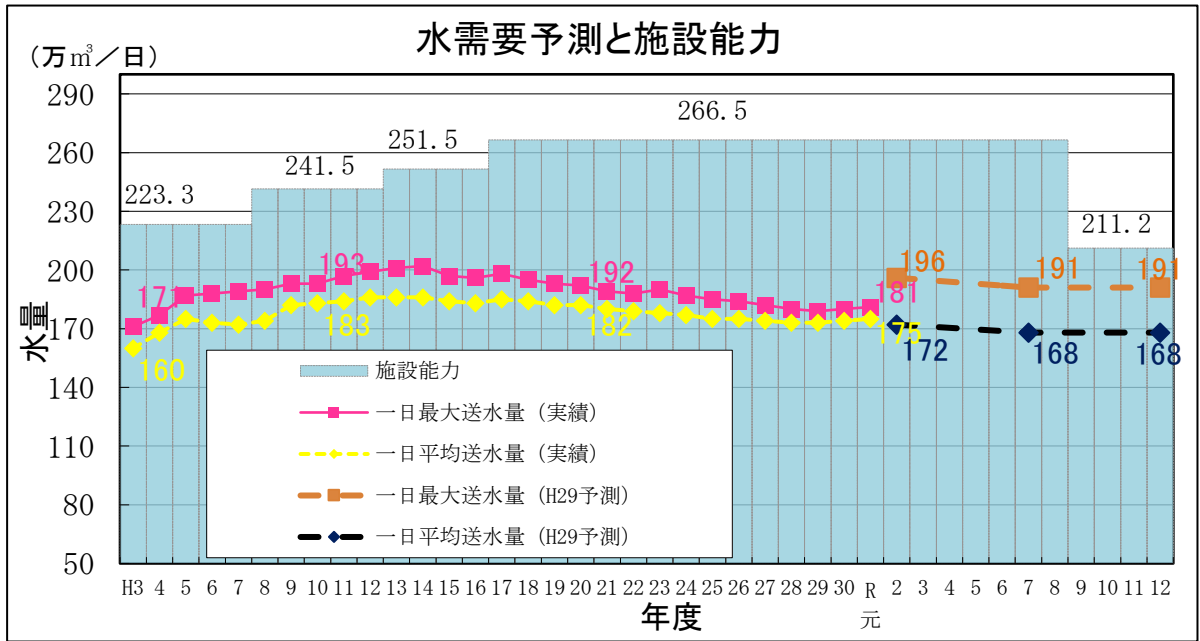
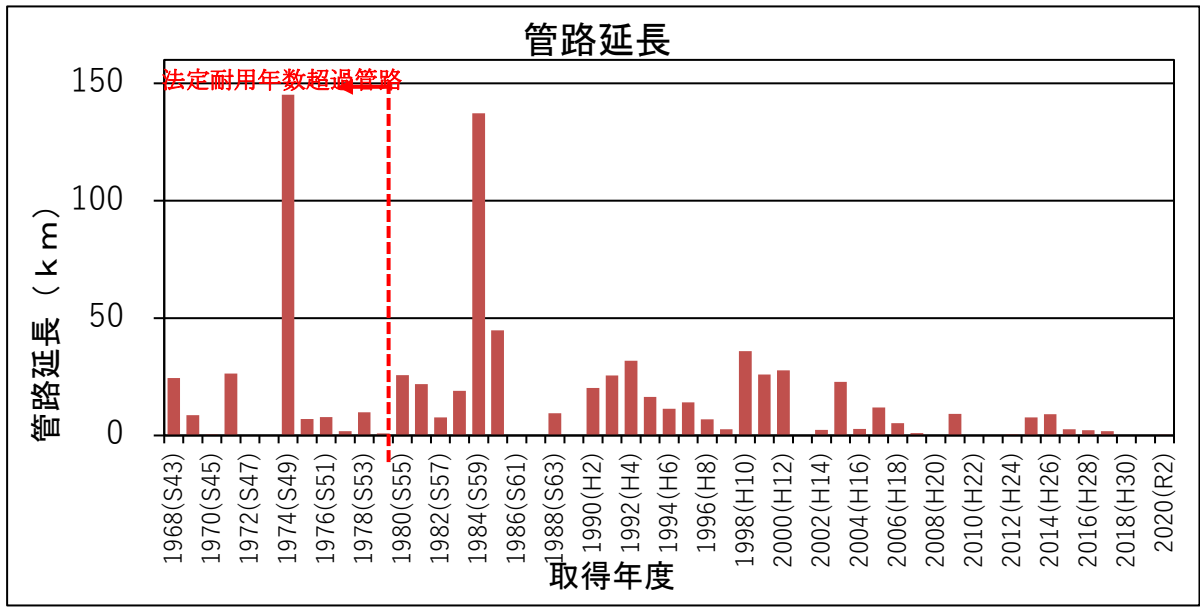
また、県営水道創設時からの浄水場である大久保浄水場は、今後20年以内に耐用年数を迎えることから、将来の更新を見据えた対策が必要となっています。

現在の老朽化対策としては、耐用年数の短い設備等の点検頻度を高くすることで法定耐用年数を超えて使用できるようにするとともに、状況を確認したうえでの更新に努めています。

また、更新等に備え、浄水場間の水融通に重要な管路を中心に、送水停止区域の最小化を図れるよう、制水弁の設置などの管路機能のレベルアップに努めています。

今後増大する更新需要に対応し安定供給を確保し続けるためには、点検データ等を活用して更新の必要性を分析・評価し、更新費用の平準化やライフサイクルコストの最小化に努める必要があります。なお、施設更新に当たっては、水需要の減少傾向を踏まえ、施設能力の最適化（ダウンサイジング）を考慮する必要があります。





県民生活を支える安全な水の安定的な供給

県営水道の水源は河川表流水（ダム補給等）です。荒川流域ではこの20年間で田畑は17%減少する一方建物等が34%増加しました。現在も工業団地の造成等が進められているなど地域によっては水需要が伸びる可能性もあります。それに伴い河川への油流出等の水質異常の多発やかび臭をはじめとする原水水質の悪化が大きな脅威となっています。更に、水道法に基づく水質基準が、新たな知見等を踏まえ逐次強化・拡充されており、水道事業者等には適切な対応が求められています。

このため、県営水道が有する運転管理や水質管理に関するノウハウを最大限活かして水運用調整を行うとともに、関係機関と調整を図りつつ将来を見据えた安定した水源を確保することが重要です。

<計画期間中の目標>

水質基準適合率 100%

※ 水質基準適合率 = 水質基準適合回数 / 全検査回数

取組内容①	高度浄水処理の導入
-------	-----------

より安全・安心で良質な水の供給を実現するためには、浄水場の原水である河川の水質を適切に把握し、水質状況に応じた適切な浄水処理を行う必要があります。特に、年間を通じて恒常的に発生するようになったかび臭物質への対策は不可欠です。また、トリハロメタン等の消毒副生成物については、水温上昇に伴い高濃度になり、送水過程で濃度が増加するため、浄水処理における低減化対策が必須です。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア	高度浄水処理の計画的な導入
---	---------------

取組内容②

水源から給水栓までの統合的水質管理

ダム、河川、浄水処理工程及び給水栓までの各工程での水質に影響を与える要因を把握し、適切に対策することにより、安全・安心で良質な水を供給します。各種要因、その把握手法や対策方法については毎年検証を実施し、常に最高のパフォーマンスを発揮するよう継続的に改善します。

また、国で定める水質基準の強化・拡充に適切に対応するため、現行の処理方法で十分に水質基準を順守できるか実態を把握し、必要に応じて新たな浄水処理方法に関して検討するほか、検査結果の信頼性を確保するために水道GLPを適切に運用して水質検査の精度向上を目指します。

原水水質が悪化していく昨今、限りあるリソースの中で水源監視を充分に実施することは、非常に困難です。このため、河川採水・調査を充分に実施するために取水河川を同じくする他の水道事業者等と協働することで、独自で実施する水源監視と比較して圧倒的に低コストで飛躍的に高効率な水源監視を実現します。

また、ろ過池からのブレイクスルーが懸念されるピコプランクトンへの対策は現行の浄水処理施設や水道用薬品では対処が困難であることから、ピコプランクトン除去効果の高い水処理薬品について効果と費用を実地検証し、十分な効果を確認できた浄水場から切り替えていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ口囲みは新規項目

- ア 水安全計画の手法を用いた水源から給水栓までの統合的水質管理
- イ 水質基準の強化・拡充に対する浄水処理方法に関する調査
- ウ 流域の他の水道事業者等と連携した継続的な水源監視
- エ 検査結果の信頼性を確保するために精度管理を実施
- オ 高効率な水処理薬品の実地検証・導入



河川採水の様子

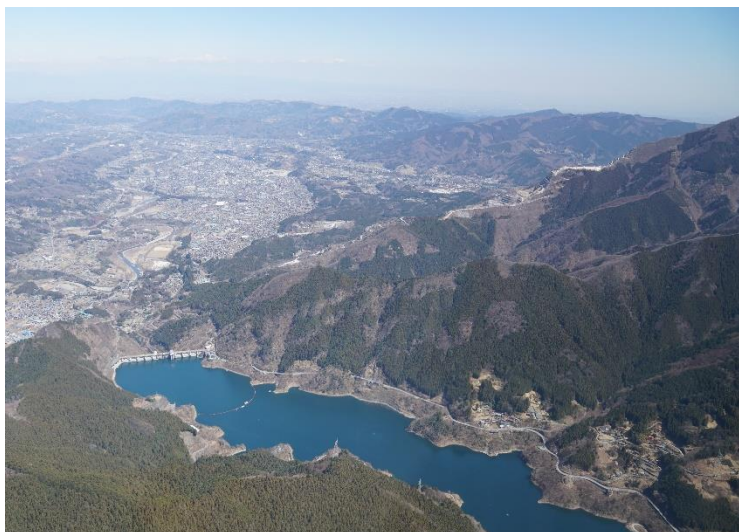
取組内容③

水源の水質保全

良質な原水の確保は、より安全・安心で良質な水道水の供給に最も重要な要素となります。このことから、水源の水質保全に向けた取組を実施します。

<アクションプラン>

- ア 水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ
- イ 水源地域の清掃活動への参加
- ウ 水源の水質保全活動への啓発



秩父市街地に近い浦山ダムから関東平野を望む

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 高度浄水処理の導入					
ア 高度浄水処理の計画的な導入	各浄水場へ順次導入				
② 原水リスクへの対応					
ア 水安全計画の手法を用いた水源から給水栓までの統合的水質管理	水安全計画の継続的改善・受水団体との連携水質管理				
イ 水質基準の強化・拡充に対する浄水処理方法に関する調査	原水水質動向及び水質基準強化の把握 浄水処理方法の検討				
ウ 流域の他の水道事業者等と連携した継続的な水源監視	流域事業者と連携した計画的な水源監視				
エ 検査結果の信頼性を確保するために精度管理を実施	水道GLPの適切な運用 外部精度管理への参加、内部精度管理の実施				
オ 高効率な水処理薬品の実地検証・導入	超高塩基度PACの導入				
③ 水源の水質保全					
ア 水源の汚染を防止するため国等の関係機関への働きかけ	排出事業者へ河川放流に係る啓発活動（毎年）				
イ 水源地域の清掃活動への参加	下久保ダム等における清掃活動（毎年）				
ウ 水源の水質保全活動の啓発	イベント等を活用した啓発活動の実施（毎年）				



災害に強い水道用水施設の構築 ～レジリエンス～

近年、日本各地では、異常気象に伴う渇水や風水害、地震等の大規模災害が頻発しています。令和元年東日本台風は県内の雨量計で 24 時間降水量が 600mm を超え 200 年に一度ともいわれる洪水を引き起こし、荒川に流入する入間川の支流で堤防が決壊するなど県西部に甚大な被害が発生しました。県内市町村の水道施設においても浄水場の水没や、土砂崩れによる管路の破断などが発生しました。県営水道では市町村へ水融通や応援給水を行うなどして断水回避や早期復旧の手助けを行いました。このような災害が今後も発生し、また、県営水道が被災することも否定できません。更に、県営水道は事業開始から約 50 年が経過し、水道施設の経年化に伴う事故発生リスクは日に日に高まっています。

このような脅威を克服するため、県営水道が有するノウハウや国内最大規模の広域的な水道用水供給事業の強みを活かすことが重要です。

< 計画期間中の目標 >

備蓄水量の確保※ 704 万人分
渇水時における水源の確保割合※ 100%

※ 備蓄水量の確保 = 備蓄水量 / 1 人 1 週間分の必要量 (89L)

※ 渇水時における水源の確保割合 = 渇水時の水源供給可能量 / 需要量



令和元年東日本台風通過後の越水状況
(県送水管も水没したが問題なく送水継続)

取組内容①	水道施設の老朽化対策
-------	------------

県営水道は昭和43年の事業開始以来、約50年が経過し、浄水場や送水管路など水道施設の老朽化が進行しています。

将来も安全・安心な水を安定して供給し続けるためには、水道施設を常に健全に保つことが重要であり、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を進める必要があります。

平成25年度に水道施設整備計画を策定し、施設更新や管路更新を実施しています。

平成29年度から水道施設の台帳情報や維持管理情報を電子化して蓄積し、施設の健全性の評価・分析を支援する水道施設管理システムを導入し、アセットマネジメントに基づき施設管理を実施しています。更新については、デジタル技術を活用した管路調査などを反映させた新たな更新計画を策定していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア 水道施設管理システムを用いた点検・施設健全度評価の実施

イ 水道施設の計画的な更新・維持管理

ウ □ デジタル技術を活用した管路更新計画の策定

取組内容②	水道施設の災害対策
-------	-----------

水道施設の耐震化については、厚生労働省令によりレベル2地震動への対応が求められていますが、水処理施設等、本耐震基準を満たしていない施設もあるため、令和4年度完了を目標に耐震化を実施していきます。

また、水道管路の耐震化については、現在市街地に大口径管を布設するには、ルート選定や既設管の撤去などに課題があり、計画通り進捗させるのが困難な状況であるため、計画の抜本的な見直しを実施していきます。

さらに、給水エリア再編に伴い新たに耐震管路（東松山第二幹線）を布設する計画が策定されたことから、令和8度末を目標に整備していきます。

備蓄水の確保については、地域防災計画において、震災時の水道施設の復旧期間は1週間以内を目標としています。同計画では、この間に必要となる一人あたりの水量は89リットルとされていることから、県民約704万人分の水として令和8度末を目標に62万7千 m^3 の備蓄施設を整備します。

近年の少雨化傾向を踏まえ、渇水時においても水道用水を安定的に供給するために、思川開発の建設促進を国等に対して要望します。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- | | |
|----|-------------|
| ア | 水道施設の耐震化 |
| □イ | 水道管路の耐震化の実施 |
| ウ | 備蓄水の確保 |
| エ | 思川開発の建設促進要望 |

県営水道では、高度経済成長による人口増加に伴う水の使用量の急増に対応するため段階的に浄水場の増設・拡張を進め、現在は5つの浄水場、総施設能力266万5千 m^3 /日により安全・安心な水道用水の供給を行っています。

現在、大久保浄水場は全浄水場の合計施設能力の約5割を有しており、大久保浄水場の受水団体は県水転換率も高いことから、運転停止の影響が非常に大きいものとなっています。浄水場停止に伴う断水リスクの分散・最小化を図るため、吉見浄水場の施設能力を増強、大久保浄水場の施設能力を縮小し、各浄水場の送水エリアを再編することで、浄水場間の水融通機能を強化する必要があります。

更に今後は、浄水場間の水融通にも配慮しつつ、将来の水需要を見据えた施設能力の再編を図ることが必要です。

<アクションプラン>

ア 大久保浄水場と吉見浄水場との送水エリアの再編

取組内容④

災害時即応体制の確立

事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員全員が共通認識の下、自らの判断で行動することが求められます。

このため、災害や水質事故時の危機管理対応の迅速化と浄水場の運転・水質管理の効率化、各浄水場間や受水団体との連携強化を目的に水総合管理システムを導入し平成30年度から運用を行っています。

水総合管理システムは、各浄水場の様々な水道情報や受水地点の流量・圧力・弁開度データなどの水道情報と、国土交通省等の雨量や河川水位・河川流量データを常時収集保存、高速演算するためクラウドシステムを使用しています。これにより各浄水場管理室でのみ監視可能であった運転状況等をどこにいてもスマートフォンで一括表示・監視することが可能となった他、各種リアルタイムデータから浄水場間の水融通計画を作成することや、流域内での水質事故発生時に浄水場までの流達時間を自動演算することが可能となっています。また非常時でもテレビ会議や電子メール等で浄水場間や現場とやり取りができる機能や、データセンターに各浄水場監視制御システムデータのバックアップとしての機能を持たせたことでハード面における危機管理能力が向上しました。

ソフト面ではこれまでも危機発生時の行動計画の策定や各種マニュアルに基づく訓練の実施、訓練を踏まえたマニュアルの見直し等により危機管理能力の向上に努めてきました。近年は企業局職員だけでなく、受水団体職員及び業界団体との緊急時連絡訓練情報伝達訓練・応急給水訓練の実施、遠隔地用水供給事業者相互応援事業者との合同訓練の実施など他の事業者との連携強化も図っています。

今後もDXを推進していくことで、危機管理能力向上を図り、災害時に即応できる体制を確立していきます。

<アクションプラン>

- ア 関係機関と連携した災害時対応訓練の実施
- イ 災害時に備えた復旧資材等の確保
- ウ 水総合管理システムを用いた速やかな水運用調整

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 水道施設の老朽化対策					
ア 水道施設管理システムを用いた点検・施設健全度評価の実施	水道施設管理システムを活用した管理（毎年）				
			実施計画の見直し （毎年・必要に応じ）		
イ 水道施設の計画的な更新・維持管理	水道施設整備計画に基づく更新工事の実施				
ウ デジタル技術を活用した管路更新計画の策定					
② 水道施設の災害対策					
ア 水道施設の耐震化	114施設耐震化の完了				
イ 水道管路の耐震化の実施	重要幹線の更新計画に係る調査 新規管路の布設（東松山第二幹線全長22km）				
ウ 備蓄水の確保	吉見完成	備蓄水量	62.7万m ³		
エ 思川開発の建設促進要望	早期完成等要望（毎年）			渇水時における 水源確保割合100%	
③ 送水エリアの再編					
ア 大久保浄水場と吉見浄水場との送水エリアの再編	新規管路の布設（東松山第二幹線全長22km）				
	吉見浄水場の拡張				
	完了年度 令和8年度				

④ 災害時即応体制の確立					
ア 関係機関と連携した災害時対応訓練の実施	相互応援関係機関との訓練の実施（毎年）	事業者との訓練の実施（毎年）	合同訓練の実施（毎年）		
	→				
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保	保有復旧資材の点検	相互応援事業者等との保有復旧資材の情報共有			
	→				
ウ 水総合管理システムを用いた速やかな水運用調整	システムを用いた水運用計画作成（随時）				
	→				



将来も事業を持続するための強固な経営基盤の構築

県営水道の送水量は、節水機器の普及等により年々減少し、それに伴って収益も減少しており、この傾向は今後も継続していくと考えられます。

また、老朽化施設や管路の更新、高度浄水処理導入などに伴う費用の増大など、経営環境はより一層厳しさを増すことが予想されます。

このような水道の直面する課題に対応するため、国では水道法を改正し、水道事業者等に対して水道の基盤強化に努めることを求めています。地域の実情に応じて広域連携を行うとともに多様な官民連携を活用することは、水道の基盤強化に有効な方策とされています。

水総合管理システムで日々蓄積しているビッグデータを活用した省エネ化や変動供給の拡大検討を行うなど、事業の効率化を図ることは、水道の基盤強化につながると考えます。

県営水道は、市町水道の水源的役割を担う広域水道であり、各市町の水道の基盤強化に果たす役割は大きく、将来を見据えた広域連携や官民連携を推進するとともに、先進技術の活用を図ります。

これらの取組とともに、今後の収支見込を参考に料金の値上げについても検討します。

<計画期間中の目標>

経常収支比率 100%以上

温室効果ガス排出量を20%削減（令和6年度まで）※

※ 埼玉県温暖化対策推進条例に基づく次期目標公表後、5か年計画期間中に目標値を再設定

取組内容①	効率的な事業運営
-------	----------

将来も変わらず安定した事業運営を行うためには、組織体制も重要となります。

これまで、県営水道では効率的な事業運営を図るため、吉見浄水場の運転管理業務の委託化や大久保浄水場排水処理施設更新におけるPFI手法の導入などを行ってきました。

今後も効率的に事業運営が可能な組織であるとともに、技術力等の維持・向上が可能となるよう、民間活力の導入も含め総合的に組織のあり方を検討し、組織体制の再構築に向けた取組を実施します。

一方、浄水場施設を効率的に運用するため、県営水道では予め定められた水量を均等に送水する仕組みとしていますが、毎日の水需要の変動対応に苦慮している受水団体もあります。

このため、一部の受水団体からは、変動供給への移行が要望されており、一部で変動供給を試行しています。

令和元年度からAI等を活用した変動供給について民間企業と共同調査を実施しています。

これは、市町の経営基盤の強化に寄与し、県水転換率の維持・拡大にも繋がることから、実現可能性も含めた検討を進めてまいります。

その際、今後の収支見込を参考に料金制度の検討も行っていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア 多様な官民連携手法の検討

イ コスト縮減の取組

□ウ 変動供給の検討

□エ 料金制度の検討

取組内容②	広域連携の推進
-------	---------

県が平成23年3月に改訂した「埼玉県水道整備基本構想」（保健医療部策定）では、経営基盤の強化、格差是正に向けた水道広域化の推進が掲げられています。

これを受けて県営水道では、現在、受水団体と共同で広域化の実現に向けた検討を行っています。

受水団体との連携を推進することは、受水団体及び県営水道の経営基盤の強化や人材育成に寄与し、将来にわたって安定した供給を確保するために重要なことです。

現在、県内4団体と技術連携を行っており、受水団体への技術支援や水道事業者のノウハウの吸収を積極的に行っています。

県域の大部分をカバーする水道用水供給事業者として、他の水道事業者と更なる連携を実施し、実現可能な方策について随時取り入れていきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 受水団体との技術連携イ 受水団体との業務の共同化の検討 |
|--|

取組内容③	環境負荷の低減
-------	---------

企業局では埼玉県温暖化対策推進条例に基づき、水道施設としては日本最大級のメガソーラーや高効率型機器の導入等により環境負荷の低減に取り組んできました。

この結果、同条例に基づく第一計画期間（平成23～26年度）の6%削減目標に対し、企業局は17.8%削減しました。

第二計画期間（平成27～31年度）の13%削減目標に対しては、企業局は20.6%削減しました。

引き続き、第三計画期間（令和2～6年度）の目標である20%削減に取り組んでいきます。

この目標を達成するため、今後も水総合管理システムなどを活用した適切な運転管理や、メガソーラー等の適切な維持管理を行いつつ、新たな太陽光発電設備や高効率型機器の導入の検討など安定給水を継続しつつ電力使用量及び温室効果ガスの削減を推進していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア	新たな省エネ設備の検討
イ	浄水発生土の有効利用

取組内容④	県営水道への理解
-------	----------

水道事業の安定経営には、水道利用者及び受水団体の理解と協力が必要不可欠です。そのためには、事業内容の理解とともに県水道事業の経営状況についても理解していただくことが必要です。

そこで、水道利用者の方に県水道水をより多く利用していただくため、県水道水の水質が安全で、安心して利用できることを積極的にPRしていきます。

また、県水道利用者及び受水団体への顧客サービスを向上するために利用者ニーズが把握できるよう受水団体等の水道利用者と積極的な情報交換を行っていきます。

<アクションプラン>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">ア 水道利用者が理解しやすい広聴広報活動の実施イ 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供ウ 水道利用者へのアンケートや受水団体との情報交換によるニーズの把握 |
|--|

取組内容⑤	次世代への技術継承
-------	-----------

水道事業の運営、浄水場の運転管理、送配水管路の管理などを適切に実施していくためには、専門的な知識やノウハウを有する人材が不可欠です。

県企業局では、これまでも専門職の職員を適切に配置するとともに局内研修の実施や外部研修を活用し、技術の継承と人材育成を行ってきました。しかし、将来にわたって高度な技術力を確保維持していくためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画期間中の取組内容として、ベテランの職員を活用した若手職員へのOJTをはじめ、体系的・計画的な局内研修の実施及び外部研修の活用を引き続き行っていきます。また、研修の成果の検証を行い、次年度の研修計画に反映させ、効果的な次世代への技術継承、水道技術者の確保・育成に努めていきます。

また、海外、受水団体（県内の水道事業者）への技術支援を積極的に行うことで、職員の問題解決能力や折衝・調整能力の向上を図るほか、世代間の技術継承にも取り組んでいきます。

<アクションプラン>

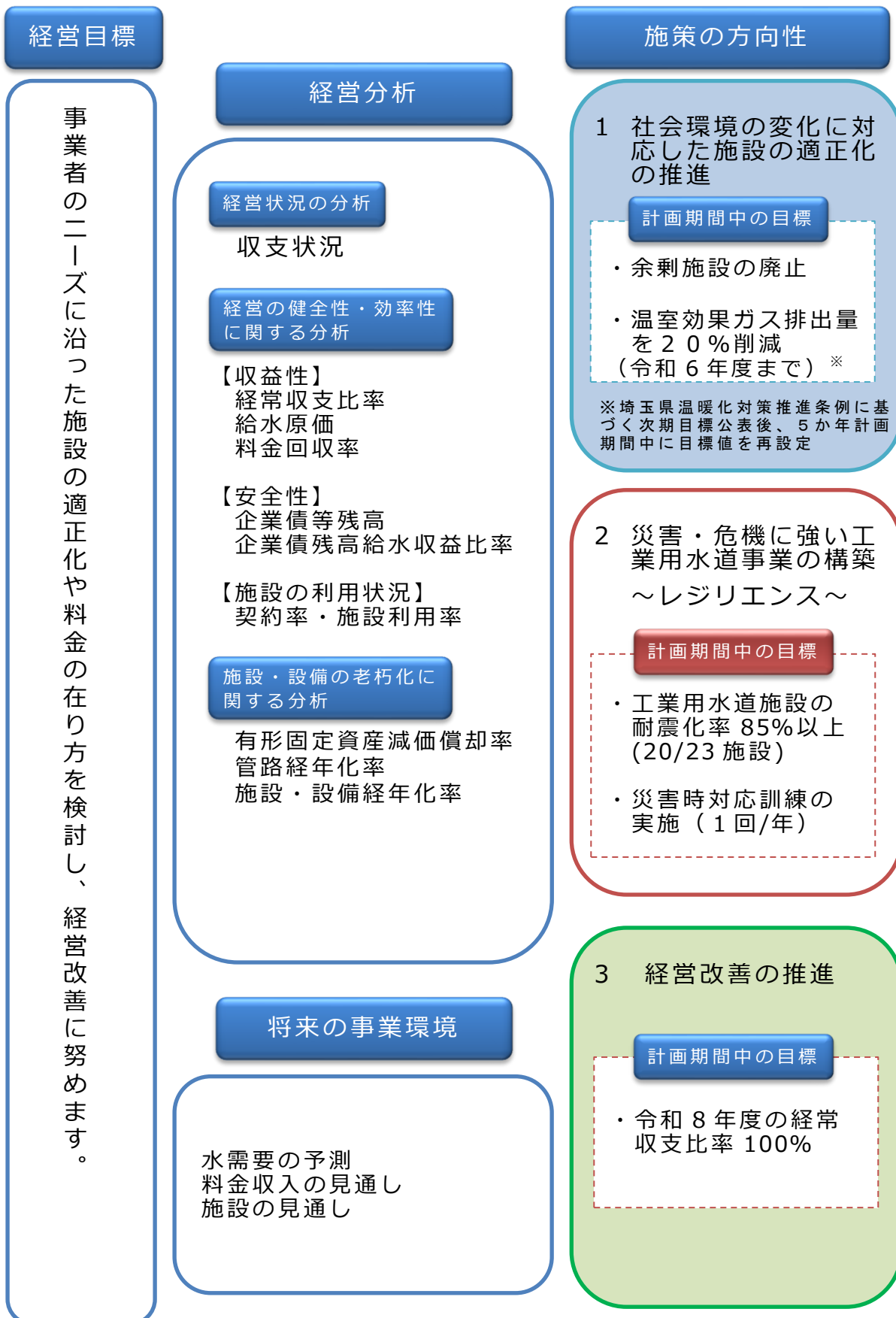
- | |
|---|
| ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修などの実施、検証
イ 職員の能力向上に寄与する国際技術協力の推進 |
|---|

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 効率的な事業運営					
ア 多様な官民連携手法の検討	浄水発生土の有償売却による処分費の削減 浄水場等で使用する電力料金の縮減				
イ コスト縮減の取組	→				
ウ 変動供給の検討	調査・検討	協議・調整 制度・体制検討		協議・調整 体制構築	
エ 料金制度の検討	→				
② 広域連携の推進					
ア 受水団体との技術連携	技術連携に係る協定締結・技術連携実施（随時）				
イ 受水団体との業務の共同化の検討	共同化検討（随時）、受水団体との調整（随時）				
④ 環境負荷の低減					
ア 新たな省エネ設備の検討	新たな省エネ設備の検討・省エネ設備導入				
イ 浄水発生土の有効利用	浄水発生土の有効利用				

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
④ 県営水道への理解 ア 水道利用者が理解しやすい広報活動の実施 イ 水道水の安全、水質に関する情報の適切かつ迅速な提供 ウ 水道利用者へのアンケートや受水団体との情報交換によるニーズの把握	Webを活用した広報、受水団体と連携した広報経営レポート発行による経営状況の公表				
	Web等を活用した迅速な情報提供イベントにおける水質に関するパネル展示				
	県政サポーターアンケート等の実施 受水団体訪問、購入団体連絡協議会等による情報交換				
⑤ 次世代への技術継承 ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証 イ 職員の能力向上に寄与する技術協力の推進	人材開発計画に基づく推進				
	海外への技術者派遣、研修生受入				
				計画の見直し	

工業用水道事業

3 工業用水道事業



取組内容

アクションプラン

①施設の再編

ア 余剰施設の廃止・撤去
イ 管路の合理化・効率化の検討

②環境負荷の低減

ア 省エネに留意した各機器の運転
管理・浄水場間の水運用調整
イ 高効率型機器への更新

①施設の長寿命化と計画的な更新・維持管理

ア 継続的な維持管理及び健全度調査
による施設の長寿命化
イ 工業用水施設の計画的な更新・維持管理

②工業用水道施設の災害対策

ア 工業用水道施設の耐震化

③災害時即応体制の確立

ア 委託事業者と連携した災害時対応
訓練の実施
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保

①デジタル技術を活用した事業運営手法と収入維持の推進

ア スマートメーター導入等と料金制度の検討
イ 事業所訪問による意見交換等による
広聴広報活動の実施
ウ 撤退企業の跡地での受水契約の獲得

②民間活用など効率的な運転・維持管理の検討

ア 柿木浄水場包括的維持管理委託の実施
検証と次期委託への反映
イ 更なる官民連携手法の検討

③次世代への技術継承

ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

(1) 経営目標

給水区域内からの大規模事業者の移転に伴う住宅化や事業者の節水や生産ラインの合理化により、工業用水の需要は減少し、それに伴い、工業用水料金収入も減少傾向にあります。

一方、多くの工業用水道施設は建設から40～50年を経過しており、大規模な漏水事故が懸念されるなど、本格的な施設の更新時期を迎えています。

そうした工業用水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応していくために、収支見込等を分析し、ストックの有効活用や料金制度について事業者と対話を進めながら、経営改善に努めていく必要があります。

そこで、埼玉県南部工業用水道事業の経営目標を以下のとおり定め、目標の実現に向けて、様々な課題解決に関係者が一丸となり取り組んでいくこととします。

事業者のニーズに沿った施設の適正化や料金の在り方を検討し、経営改善に努めます。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

中長期的には契約水量の減少に伴い給水収益は減少傾向にある一方、施設の更新等に伴い、減価償却費・除却損は増加傾向にあり、厳しい経営が見込まれます。そのため、経営基盤の強化に向けた取組が早急に求められます。

(単位:百万円)

	H28	H29	H30	R元	R2
営業収益	1,688	1,600	1,591	1,584	1,617
給水収益	1,649	1,579	1,583	1,579	1,558
受託工事収益	38	19	7	3	56
その他営業収益	1	2	2	2	2
営業費用	1,495	1,392	1,494	1,494	1,755
維持管理費	836	791	863	890	1,007
人件費	196	200	196	196	239
動力費	35	35	41	36	32
薬品費	5	6	7	8	8
修繕費	56	56	56	56	56
委託料	483	434	496	527	616
その他	61	60	67	67	56
受託工事費	38	19	7	3	57
減価償却費	544	568	620	596	578
資産減耗費	77	14	4	5	112
営業利益	193	208	97	90	△ 137
営業外収益	204	189	171	151	170
預金利息	3	1	2	2	2
貸付金利息	17	8	3	2	2
長期前受金戻入	182	176	165	146	165
雑収益	2	3	1	1	1
営業外費用	33	29	23	17	11
支払利息	33	28	22	16	11
雑支出	0	1	1	1	1
経常利益	364	368	245	224	22
特別利益	6	102	30	27	4
特別損失	0	136	77	68	197
当年度純利益	370	334	198	183	△ 171
収入	1,397	1,014	305	596	333
資本的収入					
他会計補助金	-	1	-	-	-
固定資産売却代金	-	-	-	2	-
国庫補助金	275	189	-	58	141
工事負担金	-	20	-	231	-
その他	1,122	804	305	305	192
支出	1,778	1,103	626	905	775
建設改良費	1,637	962	480	754	667
企業債償還金	141	141	146	151	107
資金残高(流動資産-流動負債)	12,313	12,450	12,747	12,916	12,778
企業債残高	816	675	529	378	271

※ 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

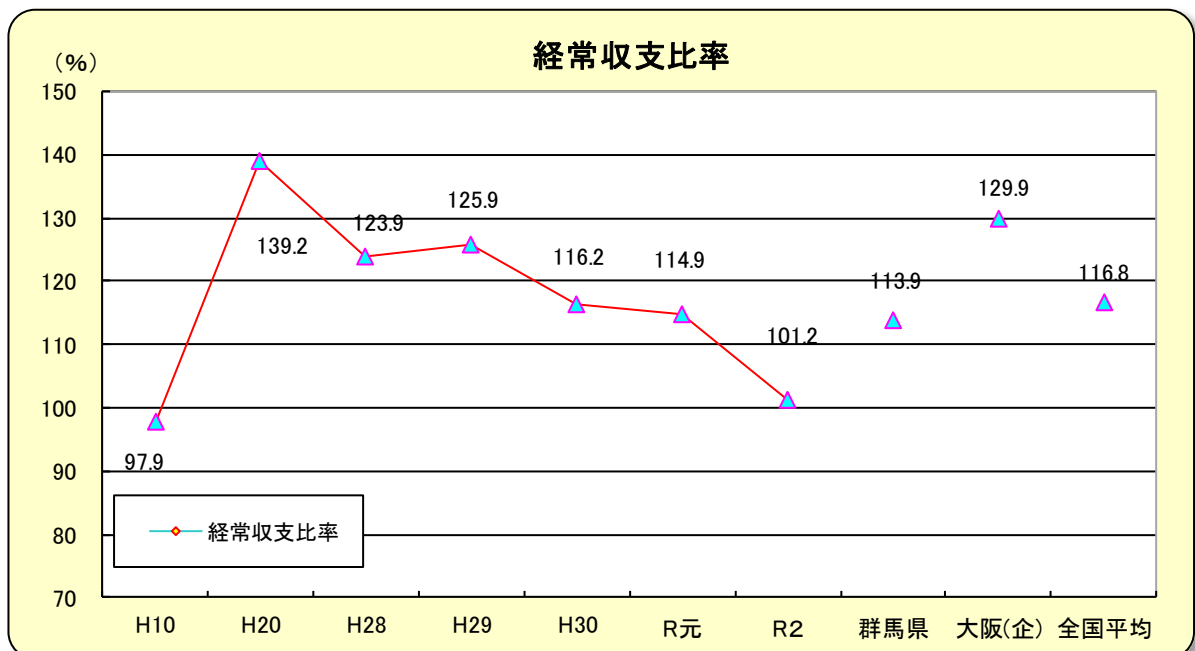
イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 収益性に関する分析

① 経常収支比率

経常収支比率は経常収益と経常費用の割合を示した指標で、工業用水道事業本来の活動に財務活動の要素（受取利息、支払利息等）を加えたものです。この比率はこれまで 100%を超えており、工業用水道事業全体で現時点では収益性を確保されています。

しかし、今後は給水収益の減少及び施設・設備の老朽化等に伴う費用の増加により、経常収支比率は減少傾向になることが予測されます。厳しい経営環境を迎えるに当たり、ライフサイクルコストの縮減や施設のダウンサイジングによる経営改善の取組とともに料金値上げについても検討し、早急に経営基盤の強化に向けた取組が求められます。

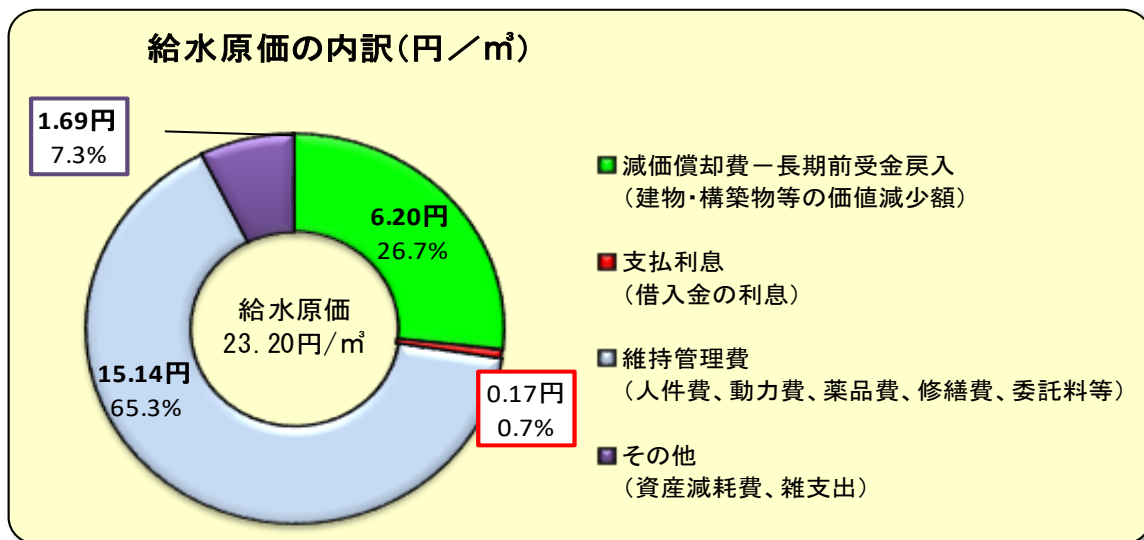


$$\text{経常収支比率}(\%) = \frac{\text{営業収益} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100$$

※ 全国平均については、都道府県ごとの料金回収率の平均値のため、表中の供給単価／給水原価とは一致しない。

② 給水原価

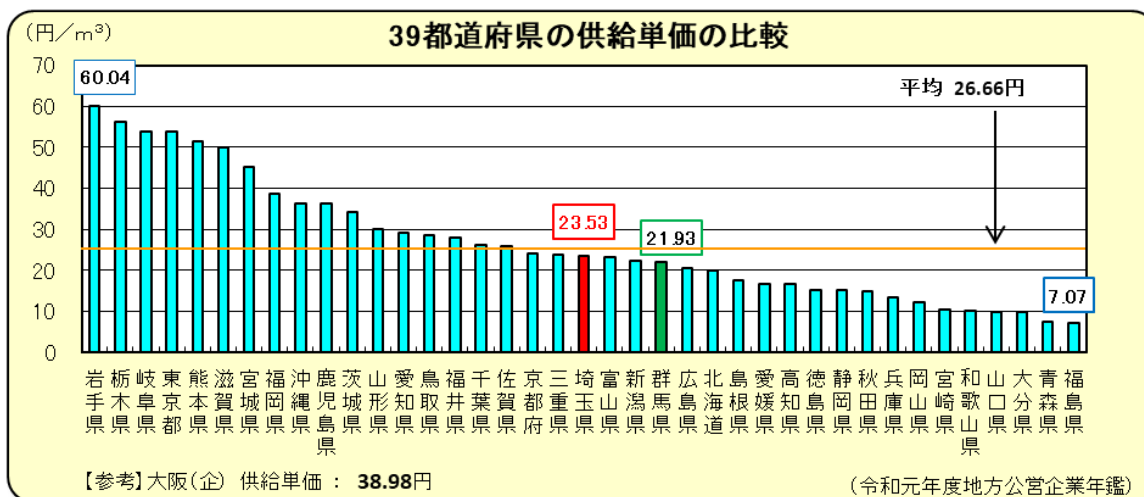
給水原価は 23.20 円/m³（税抜）で、減価償却費－長期前受金戻入、支払利息、維持管理費及びその他の区分による内訳は下図のとおりであり、維持管理費が原価の 6 割以上を占めていることが特徴です。



③ 供給単価（全国 39 都道府県営工業用水道事業体との比較）

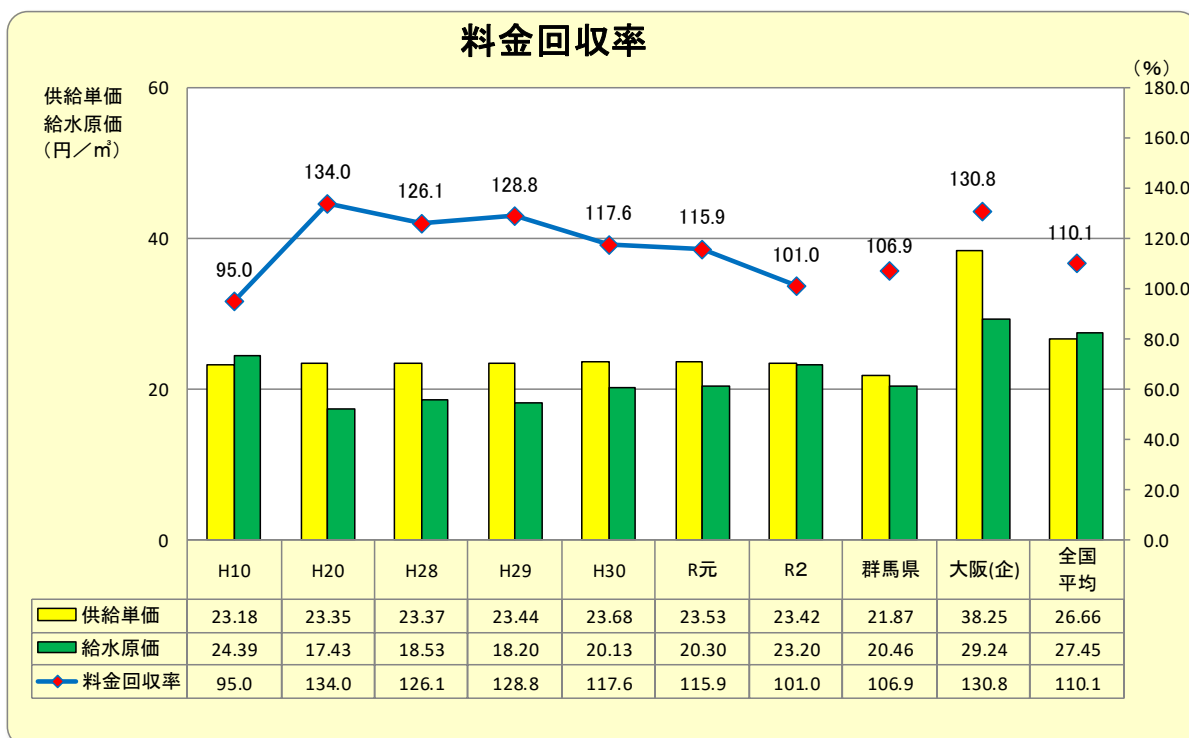
道府県の工業用水道事業体は、本県を含め全国で 39 あります。

令和元年度供給単価（給水収益÷料金算定分有収水量で算定。実際の料金とは異なる場合がある。）は、全国平均 26.66 円より 3.13 円低く、全国 39 事業体の中でほぼ中位に位置しています。



④ 料金回収率

近年の料金回収率は 100% を超えた状態が継続し、経営に必要な経費（受託工事費は除く。）は全て料金収入で賄えています。しかし、年々料金回収率は低下傾向にあり、今後は施設・設備の更新等による原価上昇により、給水原価が供給単価を上回ることが見込まれるため、経営改善の取組とともに料金値上げについても検討する必要があります。



給水原価(円/㎡) =

$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$$

$$\text{供給単価(円/㎡)} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$

$$\text{料金回収率(\%)} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

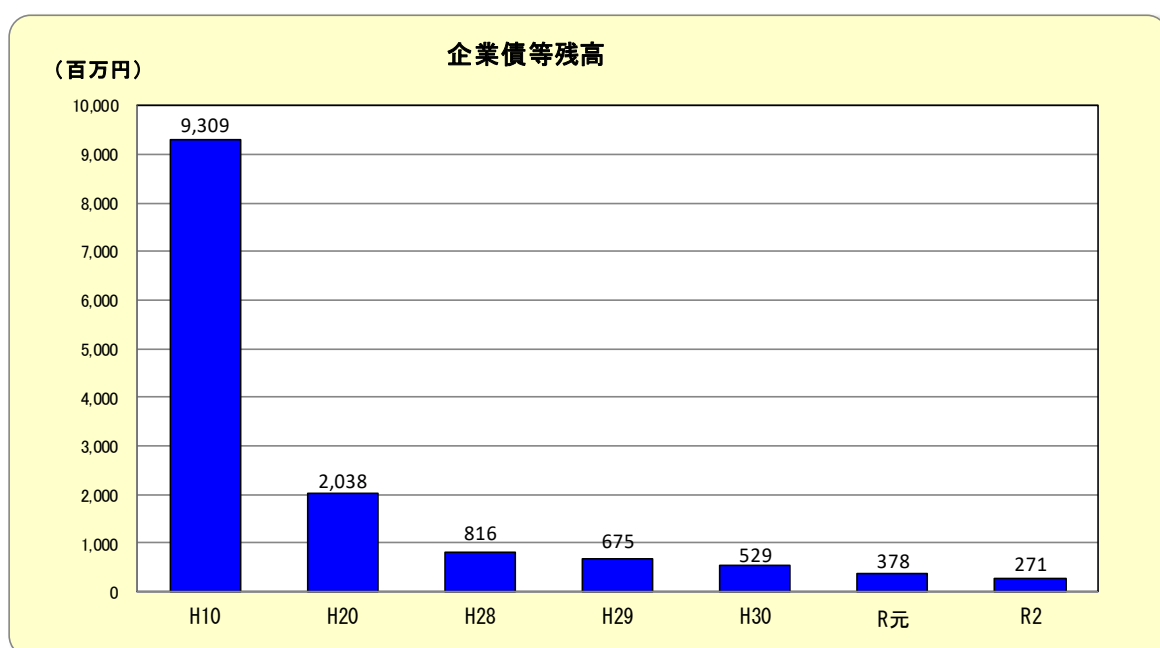
※ 全国平均については、都道府県ごとの料金回収率の平均値のため、表中の供給単価/給水原価とは一致しない。

(イ) 財務の安全性に関する指標の分析

① 企業債等残高

工業用水道事業の借入金は企業債のみですが、その残高は平成6年度の110億円をピークとして年々減少を続けています。令和2年度残高(2.7億円)は、平成6年度と比較すると2.5%程度まで減少しております。

その主な要因は、過去4回にわたる企業債の繰上償還(平成11年度37.9億円、平成17年度5.6億円、平成19年度1.9億円、平成22年度0.6億円)の実施や平成12年度以降新たな企業債の発行を中止しているためです。



② 企業債残高対給水収益比率

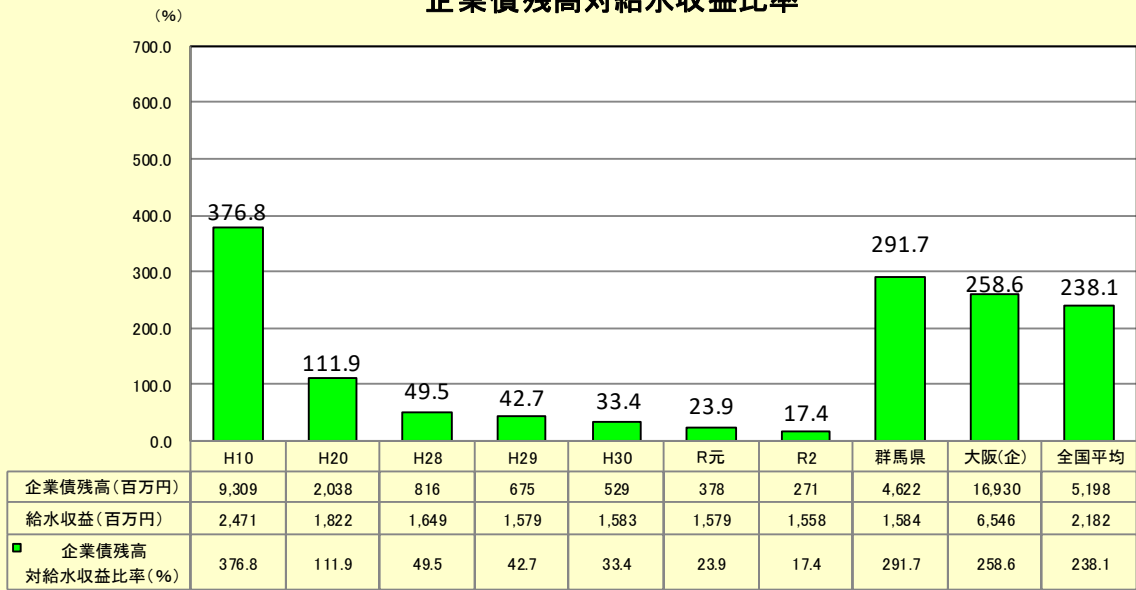
企業債残高の給水収益に対する割合であり、企業債残高が経営に与える影響から見た財務状況の安全性を示します。

企業債(借入金)が給水収益(売上高)の何倍であるかを示すもので、返済余力を見る指標であり、借入が過大になっていないかを確認できます。

最近では1倍未満で推移しており、財務内容の健全化という点では優位性を保っています。

給水収益に対する企業債残高割合は、本県0.17倍、群馬県2.92倍、大阪(企)2.59倍、全国平均2.38倍で、本県が最も小さくなっております。

企業債残高対給水収益比率



(ウ) 施設の利用状況に関する分析

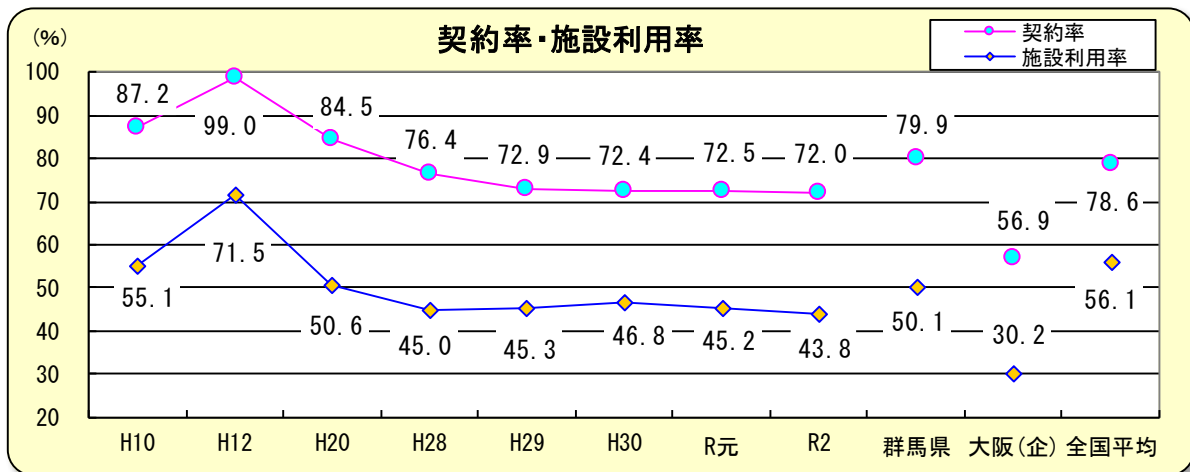
① 契約率・施設利用率

平成 11 年 10 月、契約水量の減少による事業規模の適正化を図るため、工業用水道事業の水利権 1.2 m³/秒を水道用水供給事業に転用することとし、下久保ダムのダム使用权、利根大堰緊急改築事業の水利権及び権現堂調節池の資産を水道用水供給事業に売却しました。これに合わせて、給水能力を 33 万 5,000 m³から 25 万 3,000 m³に縮小し、その直後の契約率は 100%に近い率で推移しましたが、近年は契約水量の減少に伴い年々緩やかに低下しています。

施設利用率は、上記水源転用によって大きく上昇し 7 割を超えましたが、その後は契約水量の減少に応じた配水量の減少により、契約率と同様に低下しています。平成 28 年度から配水量の増加に伴い施設利用率は若干上向いたものの、4 割半ばを推移しています。

なお、本県の工業用水道料金は責任水量制（契約水量）に基づいて料金徴収するため、施設利用率が低いことが直ちに給水収益に影響を及ぼすものではありません。

本県の料金は契約水量に基づき算定しているため、給水能力（予備能力含む。）は契約水量に対応できる能力の確保が前提となります。近年の契約率と施設利用率は 20%以上のかい離が生じており、施設の効果的・効率的な稼働に課題があると言えます。



$$\text{契約率 (\%)} = \frac{\text{契約水量 (日平均)}}{\text{現在給水能力 (日量)}} \times 100$$

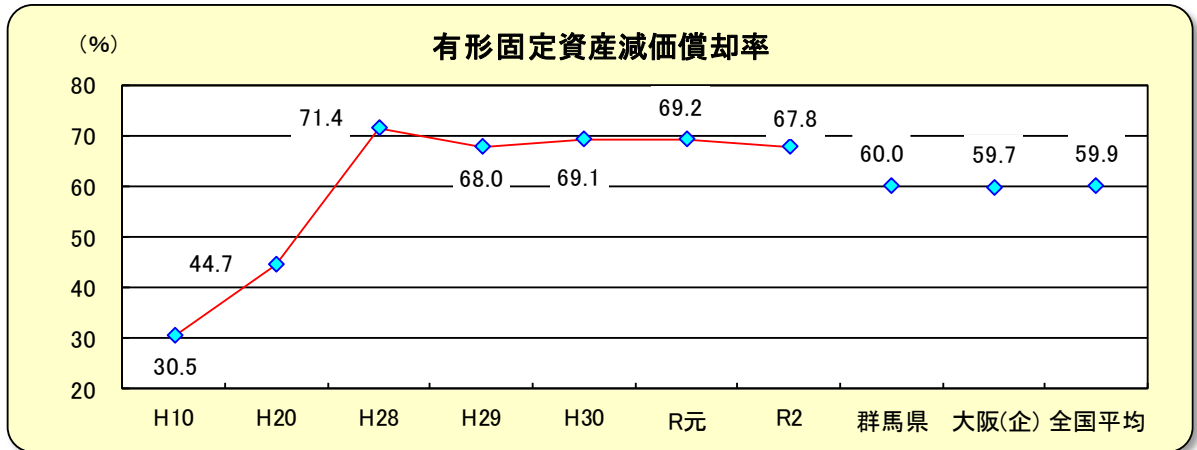
$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{1日平均配水量}}{\text{現在給水能力 (日量)}} \times 100$$

(エ) 施設・設備の老朽化に関する分析

① 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率の上昇は、改良・更新等の必要性を判断する目安の一つとなります。平成 26 年度にみなし償却制度が廃止になったことから、平成 26 年度以降は 70% 台となりました。最近では 60% 後半を維持していますが、全国平均と比較すると、本県の有形固定資産の経年化度合いは高まっています。

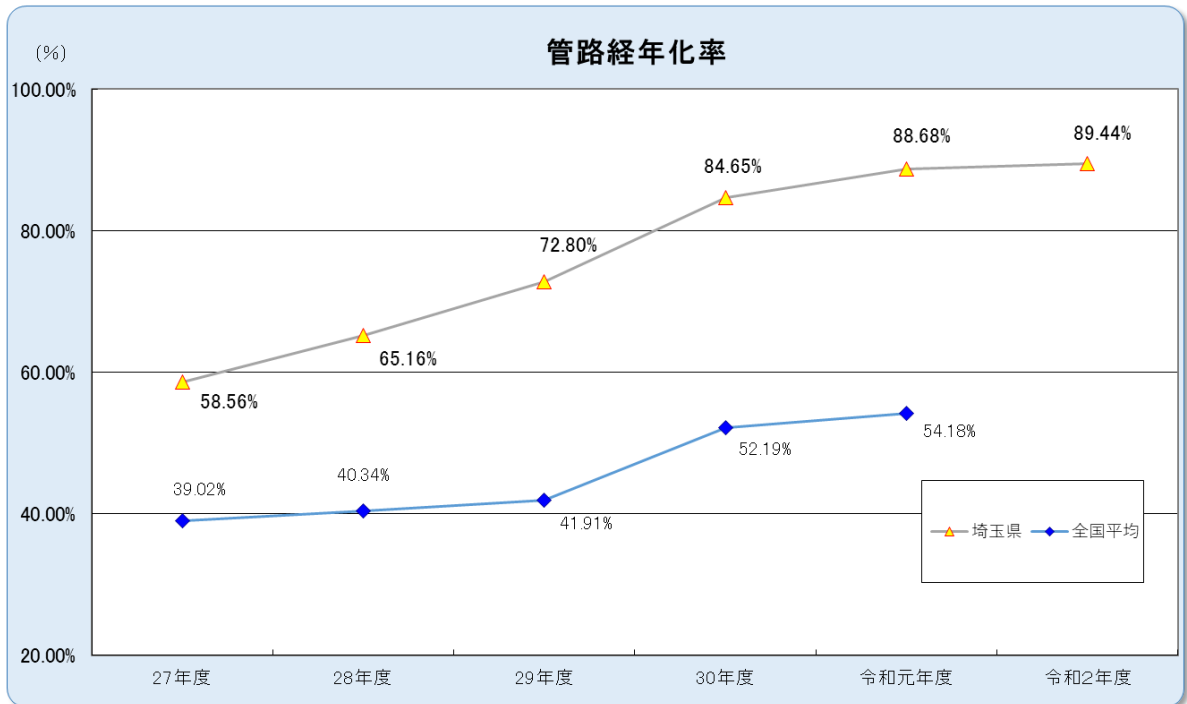
有形固定資産は、古いものでは取得後 50 年以上経過しており、今後は施設及び設備の改良、更新及び撤去のためのコスト増大が見込まれます。施設等の更新は、アセットマネジメントにより適正に管理し、経営に及ぼす影響を見極めながら計画的に進めていく必要があります。



$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

② 管路経年化率

事業開始から 50 年以上が経過し、法定耐用年数を超えた管路が毎年度増加し、老朽化の度合いが高まっています。管路の更新は安定給水に必要な不可欠ですが、多額の費用がかかることから、費用の縮減や平準化などに配慮し、効率的かつ計画的に更新を実施していくことが求められます。

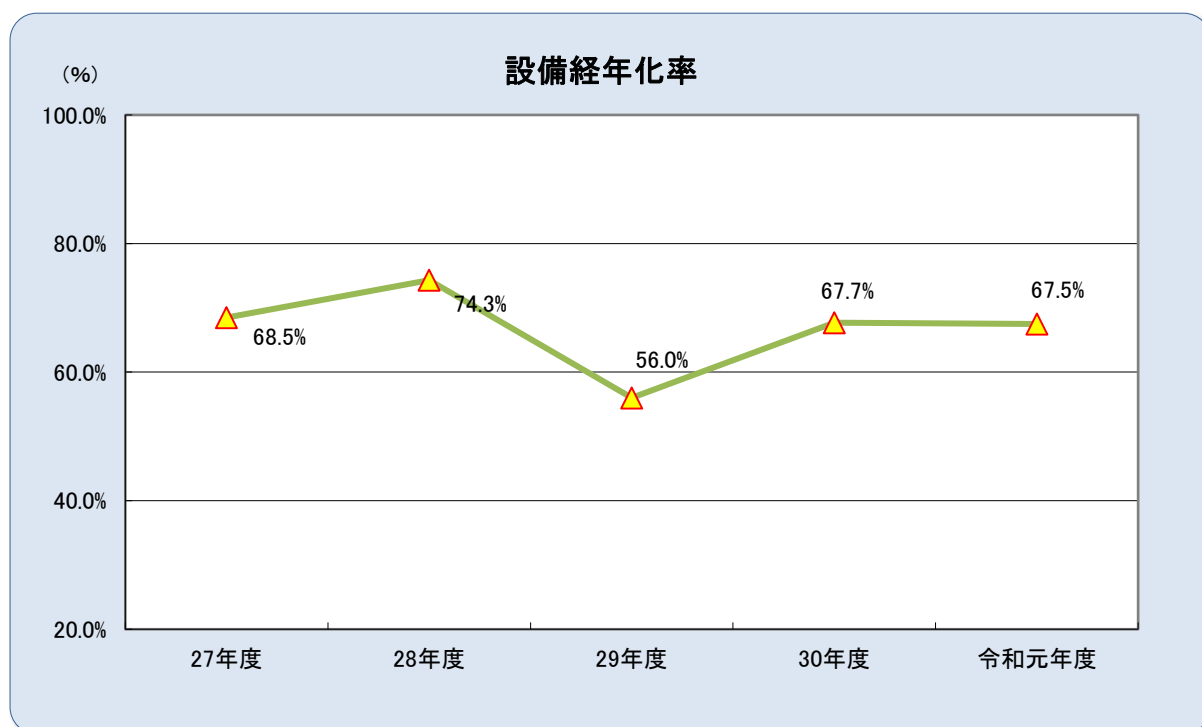


③ 施設・設備経年化率

事業開始から 50 年以上が経過していますが、浄水施設の法定耐用年数は 60 年であるため、法定耐用年数を超過した施設はありません。

しかし、機械・電機等設備の法定耐用年数超過率は 7 割程度の水準にあります。

効率的な事業を運営していくためには、設備の適正な維持管理により、法定耐用年数以上の長寿命化を図ることも重要です。



$$\text{管路経年化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を超過している管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

$$\text{設備経年化率}(\%) = \frac{\text{法定耐用年数を超過している機械・電気・計装設備などの合計数}}{\text{機械・電気・計装設備などの合計数}} \times 100$$

(3) 将来の事業環境

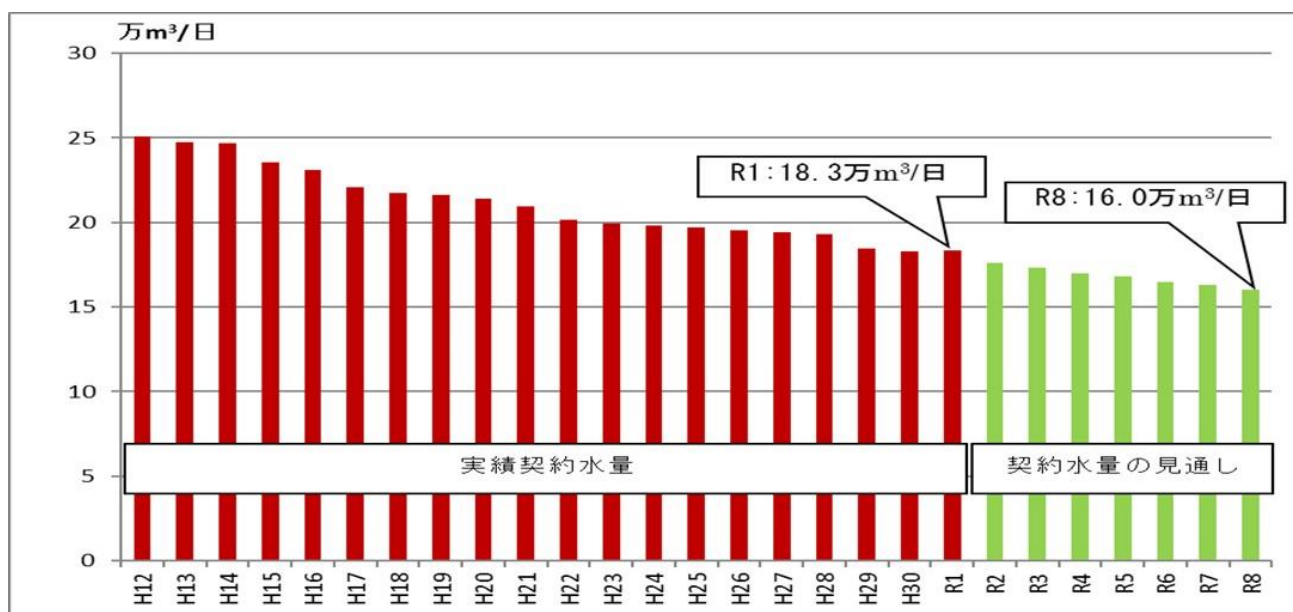
ア 水需要の予測

工業用水道事業については、その給水対象が工業事業所等であることから、その経営状況については、社会情勢や景気動向の影響を受けやすく、将来の水使用状況などの長期的な予測が非常に困難です。

また、受水事業所数の動向については、給水区域としている県南部地域では人口密集により住宅化が進むなど、土地の利用形態が変化しており、新たな工場誘致はほとんど見込めない状況です。

そこで、契約水量の見通しに関しては、既存の受水事業所に対し、平成 27 年度に実施した今後の契約水量動向に関する受水事業所意向調査結果をベースに予測しました。

この結果、令和 8 年度には、160,000 m³/日に減少する見込みとなりました。



イ 料金収入の見通し

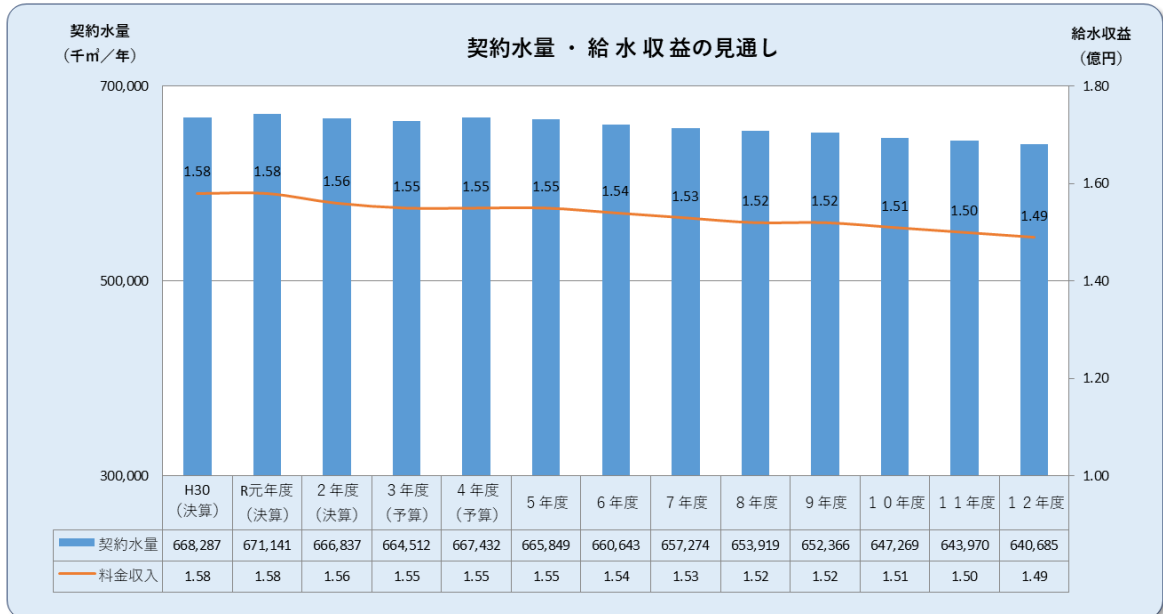
給水区域である県南部地域では、事業所数の減少傾向にあり、人口密集地域が拡大するなど土地の利用形態も変化し、契約水量は年々減少しています。直近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の契約水量実績から算出した契約水量の平均減少率は 0.51%※となっています。

契約水量と現行料金単価（22 円 53 銭）を用いて、今後の料金収入の見通しを作成しました。具体的な数値は下図のとおりです。

なお、令和 4 年度は草加柿木工業団地の新規契約水量 1,000 m³/日の増加を見込んでいます。

今後は工業用水道の需要や社会経済情勢の変化に対応しながら、経営改善に必要な管路網の見直しを見据えた効果的・効率的な営業活動を行っていく必要があります。

※ 平成 29 年度に減量希望のある受水企業 62 社に対して契約水量の減量を行いました。これについては特殊要因のため減少率には含めていません。



ウ 施設の見通し

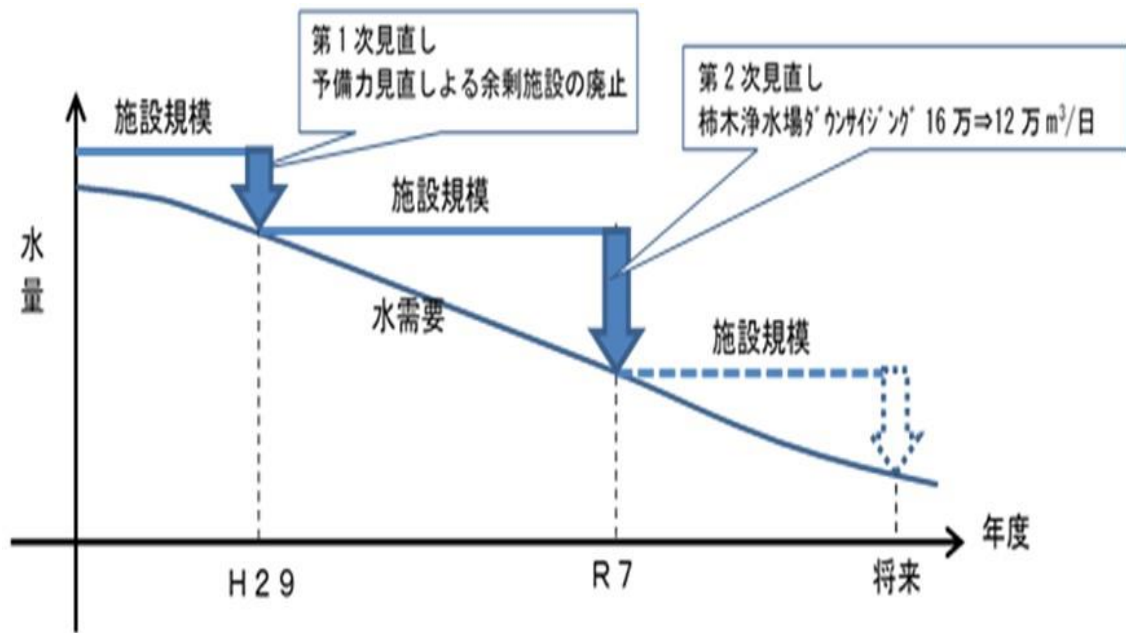
(ア) 施設の見直し方針

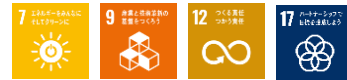
将来の水需要を見据え、段階的な施設のダウンサイジングを行い、事業運営の効率化を図ることとしています。

(イ) 施設の見直しのタイミング

契約水量と施設能力のかい離を解消するため、施設の見直しとして、まずは、余剰施設の廃止（第1次見直し）を平成 29 年度に行いました。

その後、概ね 10 年後を目途に水需要の減少に合せたダウンサイジング（第2次見直し）を実施するものとしています。





社会環境の変化に対応した施設の適正化の推進

給水区域である県南東部の住宅化に伴い、大規模工場の移転や廃業などが進み工業用水需要は減少傾向にあります。

また、台風や豪雨など自然災害の増加など大きく気候が変動し、二酸化炭素などの温室効果ガス削減に全世界で取り組んで行くこととしております。

そうした社会環境の変化に対応し、将来にわたり工業用水道事業を継続していくためには、需要に見合った施設規模へのダウンサイジングや給水区域の見直しなど施設の適正化を推進します。

< 計画期間中の目標 >

余剰施設の廃止

温室効果ガス排出量を 20%削減（令和 6 年度まで）※

※ 埼玉県温暖化対策推進条例に基づく次期目標公表後、5 か年計画期間中に目標値を再設定

給水区域は、住宅化が進み、工業用水の大口需要者となる紙・パルプ加工業や化学工業などの事業者が新たに進出する可能性が減少し、土地の利用形態が変化しています。

また、ショッピングセンター等への雑用水使用に関して新規営業を行っていますが、契約水量の大幅な増加は見込めない状況にあります。

こうした水需要量の減少とともに、管路延長に比して受水量の少ない、いわば「受水密度の低い」地域が生じています。

今後、事業の効率化を図るため、契約水量の減少により生じた余剰施設を整理していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア 余剰施設の廃止・撤去

イ 管路の合理化・効率化の検討

取組内容②	環境負荷の低減
-------	---------

企業局では埼玉県温暖化対策推進条例に基づき大久保浄水場配水ポンプを台数制御式から回転数制御式に変更するなど環境負荷の低減に取り組んできました。

この結果、同条例に基づく第一計画期間（平成23～26年度）の6%削減目標に対し、企業局は17.8%削減しました。

第二計画期間（平成27～31年度）の13%削減目標に対しては、企業局は20.6%削減しました。

引き続き、第三計画期間（令和2～6年度）の目標である20%削減に取り組んでいきます。

この目標を達成するため、今後も省エネに留意した各機器の運転管理や浄水場間の水運用調整を行うとともに高効率型機器への更新など安定給水を継続しつつ電力使用量及び温室効果ガスの削減を推進していきます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- | | |
|---|-----------------------------|
| ア | 省エネに留意した各機器の運転管理・浄水場間の水運用調整 |
| イ | 高効率型機器への更新 |

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 施設の再編					
ア 余剰施設の廃止・撤去			経産省への申請	除却処理	
主な廃止予定施設 柿木浄水場沈んでん池2池				撤去設計	撤去工事
イ 管路の合理化・効率化の検討	→				
② 環境負荷の低減					
ア 省エネに留意した各機器の運転管理・浄水場間の水運用調整	→				
イ 高効率型機器への更新		柿木浄水場ポンプ回転数制御式導入			



災害・危機に強い工業用水道事業の構築 ～レジリエンス～

頻発する異常気象、大規模災害の発生に際しても、安定給水の継続や早期復旧の実現は、産業基盤を支える工業用水道事業としての社会的使命です。

そこで、ハード、ソフトの両面から事故・災害に強い工業用水道事業を構築します。

<計画期間中の目標>

工業用水道施設の耐震化率※85%以上(20/23施設)

災害時対応訓練の実施 (1回/年)

※ 耐震化率 = 耐震化済み施設数 / 耐震化対象施設数

取組内容①	施設の長寿命化と計画的な更新・維持管理
-------	---------------------

工業用水道事業は、昭和 39 年の事業開始以来、50 年以上が経過し、浄水場や配水管路など工業用水道施設の老朽化が進行しています。

将来も工業用水を安定して供給し続けるためには、工業用水道施設を常に健全に保つことが重要であり、施設の適切な維持管理と計画的な更新を進める必要があります。

これまでも、施設の劣化状況などを確認しつつ、施設更新を実施してきました。平成 29 年度からは、施設の台帳情報や維持管理情報に基づき施設の健全性の評価・分析を支援する水道施設管理システムを導入し、アセットマネジメントに基づく施設管理を実施しています。

<アクションプラン>

ア 継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化
イ 工業用水施設の計画的な更新・維持管理

取組内容②	工業用水道施設の災害対策
-------	--------------

工業用水道施設の耐震対策状況は、管理棟などの中枢施設は完了し、順次水処理施設の耐震化を進めているところです。なお、耐震化するにあたり多額の費用が必要な施設については、受水企業の意向などを確認したうえで実施可能性を検討します。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う計画停電の影響を教訓とし、停電時でも受水者への給水が継続できるよう自家用発電設備の整備は平成 28 年度末で完了しています。

<アクションプラン>

ア 工業用水道施設の耐震化

取組内容③	災害時即応体制の確立
-------	------------

事故・災害等の発生時に迅速かつ的確に対応するためには、職員のみならず柿木浄水場包括委託従事者と連携・協力して対応することが求められます。

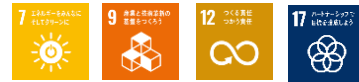
このため、これまでも危機発生時の行動計画の策定や各種マニュアルに基づく訓練の実施、訓練を踏まえてのマニュアル見直し等により危機管理能力の向上に努めてきました。

今後も継続的に危機管理能力向上を図り、災害時に即応できる体制を確立していきます。

<アクションプラン>

ア 委託事業者と連携した災害時対応訓練の実施
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 施設の長寿命化と計画的な更新・維持管理					
ア 継続的な維持管理及び健全度調査による施設の長寿命化	水道施設管理システムを活用した管理（毎年）				
			実施計画の見直し （毎年・必要に応じ）		
イ 工業用水道施設の計画的な更新・維持管理	計画に基づく修繕・更新工事の実施				
② 工業用水道施設の災害対策					
ア 工業用水道施設の耐震化	3施設	2施設	4施設		
③ 災害時即応体制の確立					
ア 委託事業者と連携した災害時対応訓練の実施	委託従事との訓練実施				
イ 災害時に備えた復旧資材等の確保	保有復旧資材の点検 相互応援事業者等との保有復旧資材の情報共有				



経営改善の推進

台風や豪雨など自然災害の増加、新型コロナウイルスの感染拡大等により、工業用水道事業をとりまく環境は不確実性が高まっています。

また、給水区域の大規模工場の減少が進む中、工業用水需要は減少傾向にあります。

一方、工業用水道施設の多くは建設から40～50年を経過しており、大規模な漏水事故が懸念されるなど、本格的な施設の更新時期を迎えています。

これまで工業用水道事業は、契約水量が年々減少する厳しい経営環境においても、平成5年以降料金を据え置き、堅実な事業運営を行ってきました。今後も事業の経営状況は厳しくなる一方、老朽化した施設・管路の更新費用は年々増加することが見込まれます

そこで、デジタル技術や民間の活用といった抜本的な転換などを検討し、経営改善を進めます。

顧客サービス向上や徴収事務の負担低減につながるスマートメーターの導入、公的負担の抑制に資する PPP/PFI による官民連携手法の検討など事業効率化などの経営改善の取組とともに、今後の収支見込を参考に料金値上げについても検討し、強固な経営基盤を構築していきます。

< 計画期間中の目標 >

令和8年度の経常収支比率 100%

取組内容①	デジタル技術を活用した事業運営手法と収入維持の推進
-------	---------------------------

スマートメーターの導入やデジタル技術を活用した管路管理について検討し、これまでの事情運営手法を見直しことで業務の効率化を進めます。

また、併せて今後の収支見込を参考に料金の値上げや制度の検討に取り組みます。その際、受水事業所訪問や利用者協議会への参加により、双方向型の情報共有機会を確保し、的確な受水者ニーズの把握と工業用水道事業への一層の理解促進を図ります。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | スマートメーター導入等と料金制度の検討 |
| イ | 事業所訪問による意見交換等による広聴広報活動の実施 |
| ウ | 撤退企業の跡地での受水契約の獲得 |

取組内容②	民間活用など効率的な運転・維持管理の検討
-------	----------------------

給水収益は年々減少し、経営環境は一層厳しさを増す見込みです。

このため、将来も変わらず安定した事業運営を行うために、現在取り組んでいる柿木浄水場包括委託(委託期間:令和2~6年度)を継続します。

また、更なる官民連携手法の導入を検討します。

設備更新時に省エネ機器を導入にすることでコスト縮減に取り組みます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

ア	柿木浄水場包括的維持管理委託の実施検証と次期委託への反映
---	------------------------------

イ	更なる官民連携手法の検討
---	--------------

取組内容③	次世代への技術継承
-------	-----------

水道事業の運営、浄水場の運転管理、送配水管路の管理などを適切に実施していくためには、専門的な知識やノウハウを有する人材が不可欠です。

県企業局では、これまでも専門職の職員を適切に配置するとともに、局内研修の実施や外部研修を活用し、技術の継承と人材育成を行ってきました。

しかし、将来にわたって専門性の高い技術者を確保していくためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、計画期間中の取組内容として、ベテランの職員を活用した若手職員へのOJTをはじめ、体系的・計画的な局内研修の実施及び外部研修の活用を引き続き行っていきます。また、研修の成果の検証を行い、次年度の研修計画に反映させ、効果的な次世代への技術継承、水道技術者の確保・育成に努めていきます。

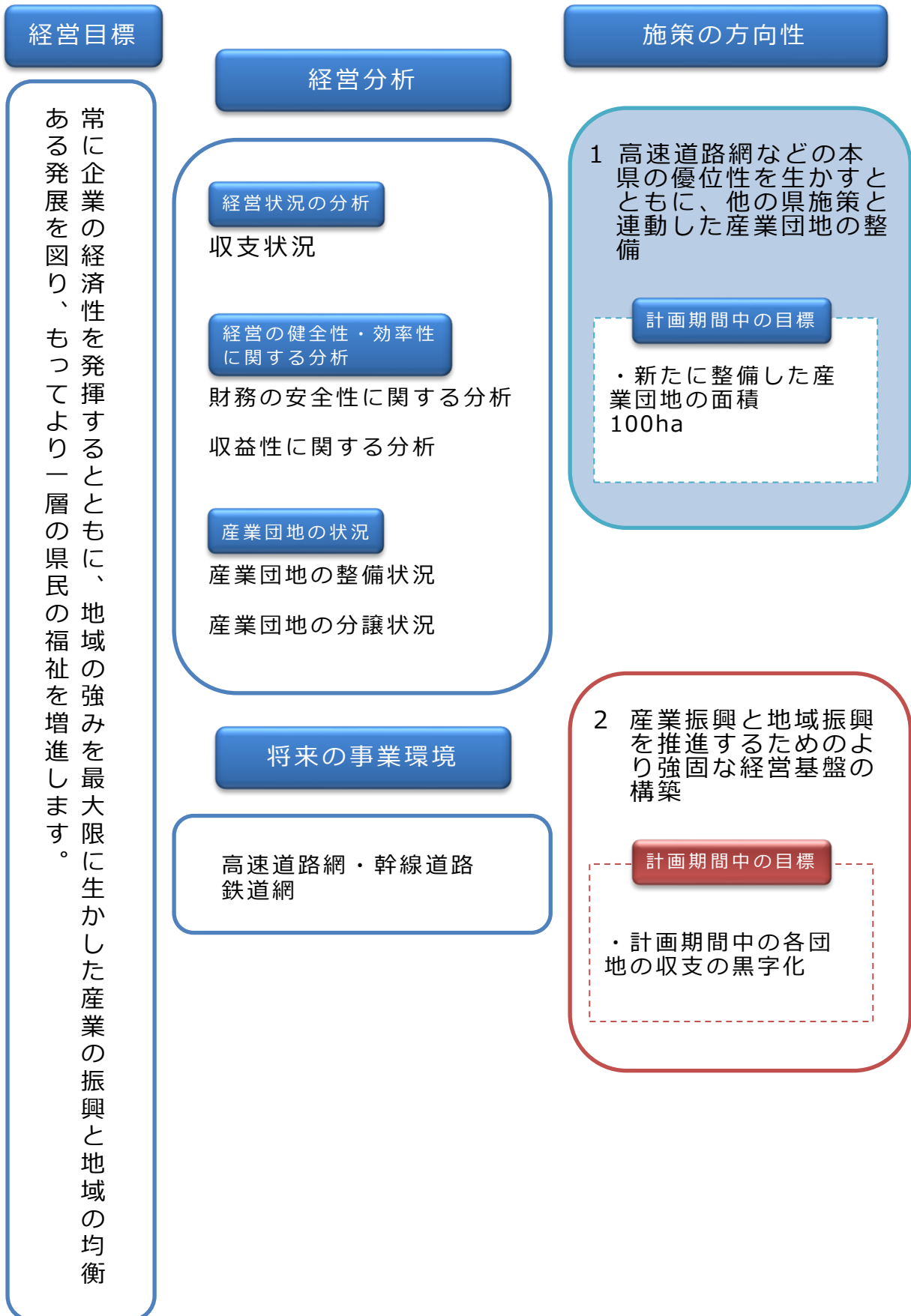
<アクションプラン>

ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① デジタル技術を活用した事業運営手法と収入維持の推進収入維持の取組					
ア スマートメーター導入等と料金制度の検討	スマートメーター等の導入の検討料金制度の検討				
イ 事業所訪問による意見交換等による広聴広報活動の実施	受水事業所への訪問、受水団体協議会の会議参加				
ウ 撤退企業の跡地での受水契約の獲得	ステークホルダーと調整、提案				
② 民間活用など効率的な運転・維持管理の検討					
ア 柿木浄水場包括的維持管理委託の実施検証と次期委託への反映	現委託の検証 (R2～R6)		次期委託開始・検証 (R7～R11)		
イ 更なる官民連携手法の検討	PFI 優先的検討対象事業に係る検討				
③ 次世代への技術継承					
ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証	人材開発計画に基づく推進				計画の見直し

地域整備事業

4 地域整備事業



取組内容

アクションプラン

① 適切な候補地の選定

- ア 候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛ける
- イ 地域性を考慮し施工規模や事業期間など柔軟な事業計画を策定

② 産業団地の魅力向上

- ア 持続可能な社会の実現に貢献する企業の募集

① 適切な財務マネジメント

- ア 独立採算制を維持する経常収支比率 100%以上(計画期間中平均)の堅持
- イ 有利子負債0による自主財源による経営の堅持

② 収益の確保に向けた検討

- ア 候補地選定調査における事業費の精査による確実な採算性検討
- イ 計画段階における関係機関との事前協議促進

③ 人材開発

- ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

(1) 経営目標

常に企業の経済性を発揮するとともに、地域の強みを最大限に生かした産業の振興と地域の均衡ある発展を図り、もってより一層の県民の福祉を増進します。

(2) 経営状況の分析

ア 収支状況

事業収益の大半が産業団地の売却収益であるため、純利益は産業団地の分譲時期により大きく変動します。

(単位：百万円)

	H28	H29	H30	R1	R2	
収益的 収支	総収益	9,493	20,638	1,048	9,000	14,473
	営業収益	9,266	20,413	693	8,855	14,293
	産業団地売却収益	8,072	19,342	0	8,099	13,570
	産業団地貸付収益	891	624	429	429	429
	ゴルフ場施設貸付収益	282	314	251	315	285
	受託工事収益	0	109	0	0	0
	その他営業収益	22	24	12	12	9
	営業外収益	84	72	62	54	48
	受取利息及び配当金	77	65	60	52	46
	他会計補助金	6	7	2	2	1
	雑収益	2	0	0	0	1
	特別利益	143	153	294	91	132
	総費用	8,433	16,191	626	7,884	12,876
	営業費用	8,342	16,150	622	6,833	12,812
産業団地売却原価	7,905	15,519	0	6,142	12,399	
受託工事費	0	110	0	0	0	
一般管理費	418	455	553	598	330	
減価償却費	20	66	67	91	83	
資産減耗費	0	0	2	2	0	
営業外費用	3	3	4	4	2	
雑支出	3	3	4	4	2	
特別損失	89	37	0	1,047	61	
当年度純利益	1,060	4,447	423	1,116	1,598	
資本的 収支	収入	1,514	1,519	1,521	1,591	1,743
	他会計補助金	3	4	1	1	1
	その他	1,510	1,515	1,520	1,590	1,742
	支出	5,363	10,220	8,189	9,531	18,191
	建設改良費	5,234	8,055	7,944	9,393	8,152
その他	128	2,166	244	138	10,039	
資金残高（流動資産－流動負債）	43,426	54,720	50,484	50,971	48,628	

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

イ 経営の健全性・効率性に関する分析

(ア) 財務の安全性に関する分析

産業団地は企業債等の借入れは行わずに自主財源により整備を実施しており、過去の利益の蓄積もあることから、短期債務に対応すべき資金（流動資産－流動負債）は十分に確保されている。

しかし、整備した産業団地の分譲を行うまでは資金の回収ができないため、継続的に産業団地の整備を進めるためには、一定の資金を確保しておく必要がある。

今回の計画期間中においては、100haの産業団地の整備に必要な資金280億円を各期末において確保することとする。

令和2年度末においては、486億円の資金残高となっており、整備に必要な資金は確保されているが、翌年度への繰越額が213億円あり、令和3年度の事業費と合わせて年度中に執行予定であるため、期末までに一定の分譲収入を確保する必要がある。

(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2
資金残高	434	547	505	510	486
翌年度繰越額	18	41	125	213	213

(イ) 収益性に関する分析

健全な経営を維持するため、地域整備事業会計全体の経常収支比率100%の堅持と主要事業である産業団地の分譲に関する収支比率（売却収益÷売却原価×100）について、100%を確保することとする。

令和2年度においては、経常収支比率及び分譲収支比率のいずれも100%以上を確保しており、健全な経営状況である。

(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2
経常収支比率	112.1	126.8	120.6	130.3	111.9
分譲収支比率	102.1	124.6	—	131.9	109.4

※H30は分譲実績なし

(3) 産業団地の状況

ア 産業団地の整備状況

地域整備事業は、圏央道の県内全線開通などにより高まる企業の立地ニーズに対応するため、平成19年度から圏央道沿線地域での整備

に着手し、その後、平成 27 年度から整備対象地域を圏央道以北に拡大、現在では県内全域を対象に整備を進めています。平成 19 年度以降、10 地区、約 214ha の産業団地の整備を完了しました。

イ 産業団地の分譲状況

前計画期間中における分譲では、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数社の分譲予定企業から辞退がありました。しかし、その一方で、消費者の巣ごもり需要の増加に伴い、新たな設備投資を検討する企業からの問合せも増えています。令和 3 年度に募集を行った地区においては製造業や物流業を問わず多くの企業から立地の申込みがありました。

【平成 19 年度以降に整備した団地一覧】

団地名		状況	事業年度	施行面積(m ²)	分譲面積(m ²)
1	菖蒲南部産業団地	完成	H19~H21	189,107	140,379
2	川越第二産業団地	完成	H19~H21	192,701	157,059
3	騎西城南産業団地	完成	H20~H22	196,060	160,158
4	白岡西部産業団地	完成	H22~H25	157,220	135,576
5	幸手中央地区産業団地	完成	H23~H27	472,991	371,631
6	杉戸屏風深輪産業団地	完成	H24~H28	238,144	189,960
7	加須IC東産業団地	完成	H27~H30	177,190	135,646
8	寄居スマートIC美里産業団地	完成	H28~H30	140,333	111,995
9	草加柿木フーズサイト	完成	H29~R元	194,475	163,418
10	松伏田島産業団地	完成	H30~R2	183,000	150,700
計				2,141,221	1,716,522

11	寄居桜沢地区産業団地	造成中	R元~R4	133,000	110,700
12	羽生上岩瀬地区産業団地	造成中	R元~R4	72,000	61,100
13	川越増形地区産業団地	造成中	H30~R3	168,000	123,000
14	行田富士見工業団地拡張地区	造成中	H30~R4	70,250	60,170
15	嵐山花見台工業団地拡張地区	造成中	H30~R4	91,400	58,600
16	富士見上南畑地区産業団地	造成中	R元~R3	191,000	150,000
17	鴻巣箕田地区産業団地	造成中	R元~R3	171,000	135,000
計				896,650	698,570

(4) 将来の事業環境

本県における高速道路網は、南北方向に常磐・東北・関越・首都高が、東西方向には東京外環、圏央道が整備されています。また、鉄道

網は東北・上越・北海道・山形・秋田・北陸新幹線により、東日本の主要都市と結ばれています。今後は、東埼玉道路、上尾道路および本庄道路といった幹線道路の整備も予定されています。このような本県の優位性を生かし、産業や地域の振興、さらには新たな雇用の創出を図るため、引き続き産業団地の整備を進めていくことが求められます。

また、今後は、人口減少、頻発化する自然災害、持続可能な社会の実現など時代の潮流を踏まえ、新たな視点での産業団地の整備・分譲を進めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が今後の経済に及ぼす影響は不透明な状況ではありますが、地域経済を下支えする産業団地の役割は大きく、今後も整備を継続していくために、2つの取組内容を示し、そのアクションプランを定めました。

施策の方向性 1



高速道路網などの本県の優位性を生かすとともに、他の県施策と連動した産業団地の整備

景気の変動による企業ニーズの変化があると想定されるものの、運輸業など業種によっては依然として高いニーズが見込まれるため、今回の企業局経営5か年計画においても引き続き前計画と同様の目標値としました。

< 計画期間中の目標 >

新たに整備した産業団地の面積 100ha

○事業化が確定している産業団地

地区名	施行面積	目標年度
川越増形地区	16.8ha	令和4年度
行田富士見拡張地区	7.0ha	令和5年度
嵐山花見台拡張地区	9.1ha	令和5年度
富士見上南畑地区	19.1 ha	令和3年度
鴻巣箕田地区	17.1 ha	令和3年度

○検討・調査中の産業団地

地区名	施行面積	目標年度
A地区	20ha～10ha	令和7年度
B地区	20ha～10ha	令和7年度
C地区	40ha以上	令和11年度

取組内容①	適切な候補地の選定
-------	-----------

整備対象地域が県内全域となったため、候補地選定の考え方も見直しが必要となっています。これまでは市町村の要望に基づく整備を基本としていましたが、今後は、「地域の均衡ある発展」のためにより効果的な地区や、あと数マイルプロジェクトなど県の施策の推進に貢献する地区を選定していきます。

また、前例にとらわれない柔軟な事業規模の設定を行い、スケールメリットを生かした整備により整備効果や採算性の向上を図ります。

<アクションプラン>※カタカナ□囲みは新規項目

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛ける |
| イ | 地域性を考慮し施工規模や事業期間など柔軟な事業計画を策定 |

取組内容②	産業団地の魅力向上
-------	-----------

持続可能な社会を実現するため、県の SDGs 施策や働き方改革施策の推進を後押しし、現代社会の流れに即した産業団地の整備を行うことで、産業団地の魅力向上に努めます。

具体的には、近年多発する台風等の自然災害に備えるため、太陽光発電等によるエネルギーの地産地消、災害時における地域貢献に資する産業団地の整備等地域にあった取り組みを行います。

また、立地企業の選定においては、産業団地で働く人がより働きやすい環境を整え、持続可能な社会の実現を促進する企業を誘致していくため、働き方改革や SDGs に関する取組状況、災害時の協定締結による地域貢献への取組等を選定項目に加えていきます。

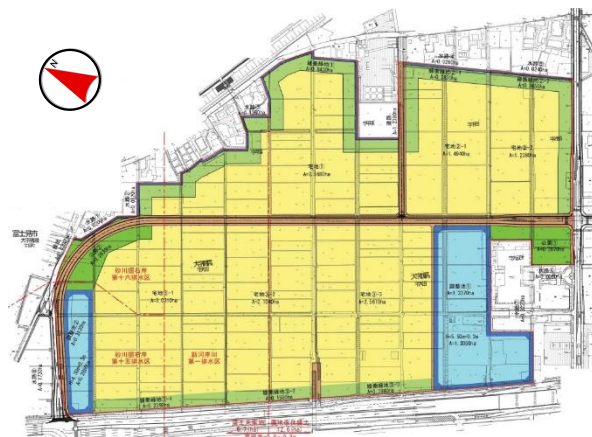
<アクションプラン>※カタカナ□囲みは新規項目

ア	持続可能な社会の実現に貢献する企業の募集
---	----------------------

取組内容	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
① 適切な候補地の選定					
ア 候補地区を企業局自ら調査発掘し市町村に開発を働き掛ける	市町村との意見交換（毎年度）				
イ 地域性を考慮し施行規模や事業期間など柔軟な事業計画を策定	候補地選定調査での検討（調査時）				
② 産業団地の魅力向上					
ア 持続可能な社会の実現に貢献する企業の募集	各団地の分譲方針検討（募集時）				

<富士見上南畑地区>

国道254号和光富士見バイパスの開通によって高まる立地ポテンシャルを生かして地域経済の活性化を図るため、富士見市と連携して産業団地の整備を行います。



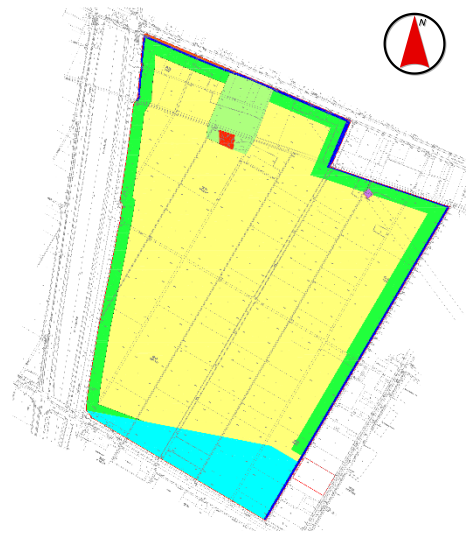
【概要】

- 施行場所：富士見市大字上南畑ほか地内
(三芳 SIC 4.0km、国道254号 BP 沿道)
- 事業期間：令和元年度～令和3年度
- 施行面積：約 19.1ha
- 分譲面積：約 15.0ha



< 鴻巣箕田地区 >

一層高まる企業立地ニーズに対応し、雇用創出や産業集積による地域経済の活性化を図るため、鴻巣市と連携して国道17号バイパスに隣接した地区に産業団地の整備を行う。



【概要】

- 施行場所：鴻巣市大字箕田ほか地内
(圏央道桶川北本 IC 9.8km、国道17号 BP 沿道)
- 事業期間：令和元年度～令和3年度
- 施行面積：約 17.1ha
- 分譲面積：約 13.5ha



＜A地区＞※目標値に計上

施行場所：未定

施行面積：20ha～10ha

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農林調整	←→				
用地買収		←→			
造成工事等		←→			
分譲等		募集 ←→		←→	予約分譲

＜B地区＞※目標値に計上

施行場所：未定

施行面積：20ha～10ha

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
農林調整	←→				
用地買収		←→			
造成工事等		←→			
分譲等		募集 ←→		←→	予約分譲

＜C地区＞※目標値に計上しない

施行場所：未定

施行面積：40ha以上

	令和3～7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
農林調整等	←→				
用地買収		←→			
造成工事等			←→		
分譲等		募集 ←→		←→	予約分譲

施策の方向性 2



産業振興と地域振興を推進するための より強固な経営基盤の構築

地域整備事業は、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業でもあります。今後も、持続的に産業振興と地域振興を推進するため、より強固な経営基盤を構築します。

< 計画期間中の目標 >

計画期間中の各団地の収支の黒字化

取組内容①	適切な財務マネジメント
-------	-------------

地域振興を推進するための、より強固な経営基盤を構築するために、適切な財務マネジメントに取り組めます。

<アクションプラン>

- | |
|---|
| <p>ア 独立採算制を維持する経常収支比率 100%以上(計画期間中平均)の堅持</p> <p>イ 有利子負債 0 による自主財源による経営の堅持</p> |
|---|

取組内容②	収益の確保に向けた検討
-------	-------------

収益を確実に確保できるよう計画段階からリスクを回避していくよう取り組んでいきます。

具体的には、候補地選定調査における事業費の精査により、確実な採算性の検討を行います。

また、計画段階においては、これまで以上に関係機関との事前協議を促進し、共同事業者である地元市町村との連携を強化していきます。

さらには、確実に収益を確保するためには事業リスクを早期に排除することが重要であることから、計画段階から地元市町村と協働して地歴調査を徹底するとともに埋蔵文化財における事業リスクを排除するよう取り組みます。

<アクションプラン> ※カタカナ□囲みは新規項目

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 候補地選定調査における事業費の精査による確実な採算性検討 |
| イ | 計画段階における関係機関との事前協議促進 |

取組内容③	人材開発
-------	------

地域整備事業は、土地規制や共同事業体である市町村と調整事務から造成工事まで様々な専門知識が求められます。

企業局では、これまでも局内研修の実施や外部研修を活用し、人材育成を行ってきました。将来にわたって安定的に事業を行うためには、引き続き効果的な人材育成に取り組んでいく必要があります。

そこで、企業局人材開発計画等に基づいて体系的・計画的な研修を引き続き行い、人材の確保・育成に努めていきます。

<アクションプラン>

ア 若手職員へのOJTや体系的・計画的な研修等の実施、検証

第5章 計画を着実に実行する仕組み

この計画を着実に実行していくため、以下の取組を進めます。

1 マネジメントサイクル

施策の方向性、取組内容に掲げる数値目標を設定し、事業評価を行い、企業局経営懇話会の意見も反映させつつ、必要な見直し・改善を行います。

2 予算との連動

事業の進ちよく状況に応じて年度ごとの到達目標を設定することとし、年度目標と年度予算との連動を図ります。

3 外部評価の実施

計画の進ちよく状況については、企業局で内部評価を行った上で、外部有識者等で構成される「企業局経営懇話会」において外部評価を受けることとします。

また、外部評価の結果は企業局のホームページで公表します。

4 人材開発

企業局の直面する課題に適切に対応するとともに、健全経営の維持や経営基盤の強化に資する、高度で専門的な知識・スキルを持った職員を養成します。

